

平成17年7月26(火)

於：農林水産省共用会議室A～D

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 委員出欠状況	1
1 . 部会長選任	1
1 . 委 員 紹 介	2
1 . 部会長あいさつ	3
1 . 部会長代理指名	3
1 . 総合食料局長あいさつ	3
1 . 議事の進め方について	5
1 . 議 事	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について	6
1 . 米の先物取引に関するヒアリング	39
1 . 閉 会	58

開 会

吉井需給調整対策室長 予定の時間がまいりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、最近の米の消費、生産、需給の動向を踏まえまして、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）を取りまとめましたので、御審議のほどよろしく願います。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき、毎年7月に策定、公表いたしまして、11月末と3月末までに見直しを行うこととなっております。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、基本指針に関する御議論の後、若干のお時間をいただきまして、米の先物取引に関するヒアリングをお願いしたいと思っております。

委員出欠状況

吉井需給調整対策室長 本日の委員の皆様の出席状況でございますが、生源寺委員、奥村臨時委員、竹内臨時委員、中村臨時委員が所用により御欠席とのことでございます。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立しております。

部会長選任

吉井需給調整対策室長 さてここで、食料・農業・農村政策審議会の委員の改選に伴います、部会長の選任をお願いしたいと思います。

部会長の選任につきましては、審議会令第7条第3項の規定に基づきまして、部会に属

する委員の互選によることとなっております。

なお、部会に所属される委員につきましては、総合食料分科会の上原分科会長から、大木委員、生源寺委員及び八木会長の3名の方が既に指名をされております。したがって、3名の委員の皆様から部会長を互選していただく必要がございます。

本日は生源寺委員が御欠席でございますが、大木委員、いかがでございましょうか。

大木委員 引き続き、八木先生にぜひお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

吉井需給調整対策室長 ありがとうございます。

ただいま大木委員から、八木会長を部会長に推薦する旨の御発言がございました。

また、本日御欠席の生源寺委員におかれましては、同様に八木会長を部会長に推薦する旨を、事務局においてあらかじめ確認しております。

このようにお二人の委員から御推薦がございしますが、八木会長、いかがでございましょうか。

八木部会長 お二人の推薦ということでございますので、引き受けさせていただきます。

吉井需給調整対策室長 それでは食糧部会の部会長には、八木会長が選任されましたので、お手数でございますが、部会長席に御移動を願いたいと思います。

委 員 紹 介

吉井需給調整対策室長 ここで事務局から、新たに御就任された臨時委員の皆様を御紹介させていただきます。

前回の部会終了後、小熊臨時委員、こもだ臨時委員及び峰島臨時委員から退任の申し出がございました。

これに伴いまして、今回新たに3名の方が御就任されました。

なお、15名の臨時委員の皆様におかれましても、それぞれ総合食料分科会会長から食糧部会に所属する旨、指名をされております。

それでは、御紹介させていただきます。

J A全国女性組織協議会会長の大蔵浜恵委員です。

株式会社オレンジページ第一編集部おいしい食卓編集長の能谷留加委員です。

日本生活協同組合連合会政策企画部部長の藤井喜継委員です。

部会長あいさつ

吉井需給調整対策室長 この後の議事進行につきましては、八木部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

八木部会長 引き続き、食糧部会の部会長を務めることになりました、八木でございます。

委員の皆様方の御協力をいただきながら、部会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。改めて、どうかよろしくお願いいたします。

部会長代理指名

八木部会長 議事に入ります前に、私の方から部会長代理を指名させていただきます。

部会長代理につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定に基づき、部会に属する委員及び臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名することになっております。

本日はあいにく御欠席でございますが、生源寺委員を食糧部会の部会長代理に指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとし、傍聴者の方々も御出席されております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 まず開会に際しまして、村上総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

村上総合食料局長 総合食料局長の村上でございます。

今日は大変台風が近づく中で、非常に天候が悪いという状況にもかかわらず御参集賜りまして、心から感謝申し上げます。

それから、新しく専門委員に御就任いただいた皆様につきましても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

司会の方から申し上げましたとおり、今日、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の御議論をお願いすることになっております。それから先般の会合以来、米の先物取引についての御議論をいただいておりますけれども、今日は東京穀物商品取引所の森實理事長、それから関西商品取引所の岩村理事長にお話を伺うことになっております。

米の方でございますけれども、米政策改革、御案内のとおり今年が2年目でございます。政府あるいは行政と農業団体が協力をしながら、売れる米づくり、生産者、それから生産者団体が主役となるシステムに、円滑に移行できるように努力をしているところでございます。

これにつきましては、できるだけ早く新しいシステムの内容について示す必要があろうと思っておりますし、そういう要求も現場の方からかなり出ているところでございます。今日、それにつきましてまたお示しをし、御議論いただきたいと思っております。

それから、この新しいシステムにつきましては、早ければ平成19年から導入することになっているわけでございますが、御案内のとおり19年度から担い手経営安定対策、品目横断対策が導入されるわけでございます。今年の秋にその具体的内容を定めることになっておりまして、それとあわせて、新しい集約システムの中身についても具体像を示していく必要があると思っております。

それから、その場合の具体的な対策、現在、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、それから集荷円滑化対策を実施しておりますが、これらについても整合的に整理をする必要があるわけでございまして、これらについても当然調整をしていく必要があるわけでございます。

そういうことで、平成19年度から新しいシステムを導入するという方向で調整を進めていきたいと考えているところでございます。

米政策改革全体の問題はそういうことでございますが、具体的な問題といたしまして、来年度の都道府県別の生産目標数量の配分が、11月に行われることになるわけでございますが、その配分の考え方について、昨年来いろいろ議論があるところがございます。基本的にはガラス張りの透明性の高い考え方でいくわけでございますし、それから需要実績をもとにやることを基本に考えているわけでございますが、この辺についてもその方向性についてお示ししたいと思っておりますので、御審議のほどをお願いしたいと思います。

忌憚のない御意見を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

私の方は最初から失礼しておりますけれども、暑い折でございますので、どうぞ上着を脱いで御参加いただければと思います。

議事の進め方について

八木部会長 それでは、本日の議事の進め方について確認したいと思います。

本日は先ほど事務局からもございましたように、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）につきまして、御議論をお願いしたいと考えております。その後、米の先物取引について、東京穀物商品取引所及び関西商品取引所からヒアリングを行いたいと考えております。

まず、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で毎年7月までに策定し、11月及び3月に見直すこととなっております。また、本日は平成17年産米の政府買い入れ対象銘柄の考え方につきまして、別途資料をお配りしていますが、まずこれらについて事務局から一括して説明を受け、その後、委員の皆様からの御意見、御質問等をちょうだいしたいと思います。

なお、米の先物取引につきましては、前回の部会において関係者からのヒアリングを行うことといたしました。本日は東京穀物商品取引所及び関西商品取引所からそれぞれお話を伺いしたいと考えております。

限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、事務局並びに委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、東京穀物商品取引所及び関西商品取引所それぞれの理事長に、12時ごろにお越しいただくようお願いしております。全体としては遅くとも13時までに終了する予定で進めたいと思いますが、このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ちょっと長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

議 事

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

八木部会長 それでは早速ですが、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」についての説明をお願いします。

高橋計画課長 計画課長でございます。資料の説明に入らせていただきます。よろしくお願いたします。

早速でございますが、お手元の横長の厚い資料、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」でございます。

ページをめくっていただきまして、立て方については目次にありますように、第1「動向編」、次のページで第2「需給見通し編」、第3「国の方針編」という三本柱になっております。

早速ですが第1の動向編、1ページでございます。まず、米の消費に関する動向の分析でございます。基本的に言葉の部分を追って御説明をさせていただきたいと思っております。

消費の(ア)全国の消費量の動向でございます。長期的に一貫の減少傾向は続いておりますが、直近の動きを見ますと、米の1人1カ月当たりの消費量は対前年同月を上回る月も、昨年末以降出てきております。

ただ、16年度全体を見ますと、対前年減少率は全世帯で1.0%の減。これは14年度、15年度とほぼ同水準の、年度全体での減少幅になっております。

このような中で、消費世帯、生産世帯別に見ますと、16年度通しでは消費世帯での減少率が0.7%であったのに対し、生産世帯での減少率が2.0%と、生産世帯の減が多く出ているのが特徴でございます。

直近の動向、右下の表にもございますが、減少の幅が狭まっているという傾向も見られますが、こういった動きが続くかどうか、要注視と考えております。

1ページめくっていただきまして2ページですが、都道府県別の消費量。これは今申し上げた、1人1カ月当たり消費量を県別に見まして、全国の平均消費量を100という指数に置いてみたときに、各県別の指数がどうかということ、11年度から16年度までのデータを並べたものでございます。

ざっと見ていただくと、消費地である東京、埼玉、神奈川あるいは大阪ではこの指数が100を切っておりまして、消費水準が低い傾向にあります。

他方で、米の生産県は概して100をかなり超えているんですが、必ずしもそうでない県、あるいは年度によっては100を切っているところもありまして、若干の振れはございます。

今後、県ごとのこういった要因の分析もして、米消費拡大なり動向分析の一つの指針といたしますか、参考にさせていただきたいと考えております。

3ページですが、米消費をめぐる動きということで、特に（ア）食育の推進、それから食事バランスガイドの策定を進めております。

食育基本法につきましては、7月15日に施行をされております。

それから食生活の改善ということで、平成12年に食生活指針がつくられたわけですが、これをさらに発展させて、具体的に何をどれだけ食べればいいのかということについて、わかりやすい情報提供を行うために、農林水産省と厚生労働省で共同いたしまして、ことしの6月に食事バランスガイドを決定、公表しました。

右側に白黒の図がついていますが、委員の皆様にはお手元の資料の一番後ろに色刷りの形で食事バランスガイド、こまの形で主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物といったものをS Vという単位、どれぐらいの盛りかという単位ですが、そういう単位について、こまのイラストを使って示しております。今後こういうバランスガイドの活用をひとつ、進めていくことが必要と考えております。

1ページめくっていただきまして4ページの資料ですが、このフードガイド、バランスガイドをつくるに当たっての検討会の報告書、このバランスガイドをつくった目的ですとか、あるいは活用方法として、成人一般向けの活用法、あるいは30～60代の男性の肥満者、単身者、あるいは子育てを担う世代に焦点を絞った活用法などに、この報告書では分けて書いてございます。

あるいは、その活用普及方法についても整理をしております。

右側は食育基本法の概要でございます。2番で関係者の責務ですとか、あるいは3番目で食育推進基本計画を食育推進会議が中心になってつくる。あるいは4番で基本的施策として、家庭あるいは学校、保育所、地域、あるいは生産者と消費者との交流の促進ですとか、食文化の継承といったことを柱として掲げております。

内閣府に食育推進会議を置くと。会長は内閣総理大臣ということも規定をされております。

5ページですが、より具体的に食料自給率の向上、あるいは米の消費拡大のための取り組みということで、ことしの5月に政府、地方公共団体、食品産業、農業者・農業者団体、

消費者・消費者団体など幅広い関係者に御参集いただきまして、「食料自給率向上協議会」が発足をしております。

その具体的な内容の一つとして、米の消費拡大も出てまいります。下の方にその米の消費拡大の工程表を掲げております。より具体的に御飯食の普及ですとか、いろいろ取り組んでおります。

それが6ページでございますが、まず御飯食の普及につきましては、一つには農水省が全国農業協同組合中央会、あるいは米穀機構と共同で、テレビ番組「いまどき！ごはん」のスポンサーとしての情報提供を行っております。

その他、医師、栄養士による専門的立場からのアドバイスですとか、米飯学校給食の推進などなど、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

今後、米の消費量は漸減傾向がまだあるわけですが、消費者のニーズにこたえて、テーマの対象を明確化、重点化した上で、こういった取り組みを進める必要があると考えております。

次の学校給食の推進ですが、子供の食生活形成という意味で非常に重要と考えております。これまでの関係者の努力、あるいは各種助成措置もありまして、回数については着実に増加をし、現在では実施校の比率が99.3%、導入当初の51年度が36%でしたので、着実に伸びてきております。また、週の平均回数も2.9回、当初の0.6回からふえてきております。

ただ、大都市圏でまだ低位にとどまっております。こういったことが課題かと思えます。

なお書きですが、農水省のアンケート調査は、調査対象は1021人の消費モニターに対するものですが、その回答でも、「給食はさらにふやした方がいい」という回答が8割を超えている状況でございます。

7ページですが、米加工品の開発・普及。これはいろいろな用途開発も重要ということで、農林水産省としてもマーケティングのリサーチもしております。特に、米粉の粉としての利用は、現在年間2000～3000t程度の需要ですが、さらなる需要が見込めるものと考えております。

そういう中で、いろいろ推進の協議会という母体ができておりまして、ブロック別、それから本年2月にはこのブロック協議会などを構成員として、「全国米粉食品普及推進協議会」が発足しております。

それから逆に、ブロックからさらに細かい都県の単位でも31の協議会が設立されてお

りまして、こういったものと連携を深めて、米粉食品の普及を推進していく必要があると考えております。

このほか、健康志向の食品として発芽玄米ですとか、米の糖化液を利用したゼリー状の飲料など。あるいは化粧品として米のエキスをを使うとか、米を原料とした生分解性プラスチックも実用化をされております。こういった用途の開発も必要と考えております。

以上が、消費の関係でございます。

引きつづきまして8ページ、生産の関係ですが、17年産米の作付につきましては、当物品種別の作付状況見込みを調査しております。引き続き、コシヒカリを初め特定品種への作付の集中が進んでおりまして、コシヒカリのシェアが前年よりも増加して38.0%、上位20品種の作付シェアは全体の9割を超える状況になっております。上位10品種では82.8%のシェアです。

一方、売れる米づくりとして、新たな産地品種銘柄の作付奨励も進んでおりまして、例えば埼玉県の「彩のかがやき」あるいは北海道の加工適性にすぐれた「大地の星」といったような新しい品種のシェアも、全体としての面積はそんなに大きくありませんが、ふえてきている状況でございます。

9ページ、16年産米の品質状況。これは最終的な状況になりますが、1等米比率が70.9%。16年産は高温障害ですとか台風の影響もありましたので、規格外米あるいは3等米が多い状況になっております。

次に10ページで、需給の動向でございます。まず(ア)米の出荷の動向ですが、川下から川上への流れで順番に追っていきますと、まず16年産米、生産全体が872万tで、そのうち508万tぐらいが生産者から単位農協などへ出荷をされております。そのうち全国出荷団体へ販売委託された数量が399万tということで、14年産より若干減っております。

一方、単位農協に出荷されたんですが、これを全国出荷団体ではなく、単協などが独自販売している量が53~109万t、調査の取り方によって幅がございまして、いずれにしても14年産より相当増加しておりまして、ここが16年産の一つの特徴になっております。

他方で、単協にも出荷しない、生産者がみずから直売している数量は、過去大体150万t程度で推移していましたが、16年産については5月末までの累計で137万t。15年産同時期より11万t減ってしまっていて、こちらは若干減る傾向にございます。

なお、生産者の無償譲渡、いわゆる縁故米は、前年とほぼ同じ水準で推移をしております。

す。

11 ページ、米の検査の動向。これはほぼ一昨年と同水準で、440 万 t 弱ぐらい検査をしております。

次に 12 ページ、その販売の動向をもうちょっと内容を見ますと、全国団体に販売委託された 399 万 t のうち、政府米への販売や、酒米などの加工用を除いた民間流通米は、全国団体としては販売計画 313 万 t。これについて、6 月末までの卸業者などへの契約数量は 311 万 t、未契約数量 2 万 t ということで、16 年産米については、ほぼ全量契約としては産地からの出荷の契約が進んでいる。

さらに、その販売実績、実際に卸業者などに所有権移転されたものは 268.7 万 t、計画に対しての進度が 86% ということで、これも 14 年産、15 年産よりも進んでいる状況にあります。

13 ページの頭ですが、この 268.7 万 t のうち、特に 6 月の販売実績が 52.4 万 t と非常にふえております。右の折れ線グラフで見ていただいても、太字のものが 6 月のところかはね上がっております。このように 6 月の販売実績がふえましたのは、一因としては 6 月の最終入札で非常に価格が上がったと。それが相対の取引価格に適用される前にお米を引き取ろうということで、6 月の引き取りがふえたという状況があったと考えております。

なお、13 ページの「また」以下ですが、16 年産の 10 月以降の月別の販売の動向を見ますと、10 月から 2 月までは 20 万 t 前後。右の折れ線グラフを見ていただくとわかりますが、3 月から 6 月までが平均して大体 30 万 t を超えるか 30 万 t 程度という状況で、これは右の折れ線グラフの黒い線の上の点線、14 年産が並行して上にありますが、これとほぼ同様の動き。

つまり、出来秋以降年明けにかけては、生産者や単位農協などが事業者、消費者に直販する米が多く出回って、全国出荷団体の販売量は抑えられる。むしろ、全国出荷団体の販売量は、産地直売米の出回りが一巡する 3 月ごろから出回りが多くなるという構造が、一層明確になってきていると考えております。

逆に言えば全国出荷団体としては、こういう年明けから端境期までも平準化した形で販売をするよう、余り売り急ぐということではなくて、こういう時期にお米をとっておいて、そこで平準化をして売って、この時期の価格の安定を図るということで、この時期と新米のお米の価格が逆転しないように、専門用語で親不孝相場と言うそうですが、そういうものが発生しないように安定した販売をすることが、おのずから選択していく道ではないか

と考えております。

14 ページは、今申し上げたデータを並べたものです。

15 ページが、3月指針でもお示ししましたが、全体、川下から川上までのお米の流れを整理したもので、特に特徴としては、生産者から単位農協に出まして、この単位農協等の一番下から真っすぐに伸びている矢印の単協の直売が53～109万tということで、その上の14年あるいは15年産をかなり上回っております。

それからもう1つの特徴は、全国出荷団体からコメ価格センターを通して売られる量、これは上場数量が16年産は非常に減りました。上場が45万t、落札38万tということで、こういったものについて、改善のためのルール見直しを行ったところです。後ほど御説明します。

16 ページは、もちあるいは清酒の販売状況です。もちの販売は、16年産、余りまだ伸びておりません。清酒用もかけ米については酒の消費低迷もあって、需要が減少している状況にあります。

17 ページ、政府米の買い入れ・販売の状況です。先ほどまで民間米について申し上げましたが、政府米についてはまず買い入れ、16年産は40万tの買い入れ計画を立てまして、これを25万tと15万tの2回に分けて入札しまして、トータルで37万tの買い入れとなっております。

3万t少ない結果となっておりますが、これは特に4月以降、民間の方の需要がふえまして、政府への売り渡し意欲が低下したため、計画より3万tほど少ない買い入れとなっております。

ただ、後ほど申し上げますが にありますように、官民合わせた在庫をことし6月末で256万tと、前年とほぼ近い水準がありますので、安定供給に支障はないものと考えております。

18 ページは、産地・銘柄ごとの政府の買い入れの実績結果です。

19 ページ、政府米の販売の状況でございます。こちらにつきましては、昨年4月以降、制度を変えまして、競争入札による販売を基本にしております。現在売っておりますのは、9、10、11年産が中心でございます。本年1月以降入札を、それまでの月1回から毎週1回に切りかえた結果、13年、14年産米はほぼ完売になりました。その後、毎週やっても多頻度で応札する業者がほとんどなくなってしまったので、4月以降は月1回に戻しております。

一番直近で集計されていますのは5月で5509tの販売ということで、一番下の表の一番下をざっと見ていただくと、5月以降、政府米の販売が若干回復をしてきております。ほかの競合する中米ですとか、ふるい下の供給が減ってきて、政府米への引き合いが若干強くなってきているものと考えております。

20ページでございます。6月末の官民合わせた在庫がどうかということでございますが、これについては右側の棒グラフを見ていただきますと、17年6月末は一番右の数字、官民合わせて256万tでございます。前年が273万tでしたので、若干の減になっております。

白いところの84万tが政府の保有、51万tが卸ですとか小売という販売段階、60万tが出荷というか産地の段階、61万tが生産段階という構図で考えております。

なお、20ページの一番下の注3)に細かい字で恐縮ですが、6月末に從來から在庫調査をしておりますが、特にことしの6月末はさっきも申し上げましたが、6月入札の高値があったことから、その前に引き取ろうということで、6月末にオーダーが集中して発行されておまして、そういう意味では若干物がいろいろ動いている時期で、この数量が今後9月、10月にかけて、6月末の在庫の結果は確定させますが、若干数字が動く可能性がございます。その点は御留意いただければと思います。

21ページですが、政府米の在庫の状況でございます。右上の棒グラフを見ていただくと、9年産16万t、10年産15万t、11年産14万t、15年産2万t、16年産は37万tということで、合計84万tの在庫になっております。

9、10、11年産が去年と比べて在庫が減ってきましたのは、先ほど申し上げたように主食用に販売したものの、あるいは一部食に適さないものは飼料用に処理してきたという経緯がございます。

22ページでございます。卸業者の持っている在庫の状況でございます。これも右側の棒グラフを見ていただいた方がいいと思いますが、一番右の黒いのが16年の状況。真ん中の15年産はちょっと特殊な年ですので、その左の白い14年産が平年並みとすると、ずっと去年9月、10月以降、黒いものが非常に高かった。15年産は高値で買ったものの在庫が多かったわけですが、その処理が進みまして、5月にかなり平年の白いのに近づいております。

ただ、6月には38万7000tと逆にふえていますが、これは端境期に向けて銘柄ごとの品ぞろえが必要ということで、16年産の在庫積み増しがあったものと考えております。

次に、価格の動向でございます。(ア)コメ価格センターの16年産米の動向ですが、総

じて言えば、不作であった15年産は大きく下回っておりますし、平年作であった14年産米も若干下回る水準でありました。

これはことしの2月までは15年産米の処理が進んでいて、16年産米への買いの意欲が低調であったこと。あるいは、出来秋は産地直売米が多く出回っていたという事情があったと思います。

一方4月以降、価格が上昇に転じておりまして、特に6月は大幅な上昇となり、全銘柄平均で1俵773円、数字で言いますと1俵1万6141円というのが6月の入札での状況でございました。これは先ほど来申し上げていますように、端境期に向けての品ぞろえ需要というものがあったかと思えます。

24ページですが、この6月入札の状況を品目別に見ますと、特に6月入札で価格が上がりましたのが新潟のコシヒカリ一般、これは対前回比で4088円増。そのほか、富山コシヒカリ、宮城ひとめぼれなどが1000円以上、大幅に上がっております。

こういった動きの中で、下から2つ目のパラグラフですけれども、この後7月から10月の相対の取引も端境期の取引として行われますが、この6月入札で上がった価格は、そのままこの端境期の入札に適用されますと、また16年産が高値で在庫として残り、17年産の新米の取引に意欲がわからないという、昨年起きたのと同じ現象が起きかねないという懸念も持っております。こういう意味では、関係者の去年の反省も踏まえた冷静な対応が必要と考えております。

また、そういう意味では、一番最後のパラグラフですが、7、8月にも入札を行って、その時期の価格に見合った相対価格を形成していくことが必要であり、後に申し上げますが、そのためのルール改正を行ったところであります。

25ページは、6月の入札の銘柄別の価格動向です。

26ページ、卸・小売の価格動向ですが、端的に言えば、卸の価格動向はセンター価格とほぼ同じような動きを示しております。下に表が2つ並んでおりますが、一番右のところを見ていただくと、ことしの6月の上が卸価格、下が小売価格、これの14年産比、それから対15年産比の指数がそれぞれ出ておりますので、大体卸価格・小売価格ともに14年産を若干下回るような数字になっております。

27ページですが、コメ価格センターの取引ルールの見直し。これについては、6月の部会でも一部御紹介をいたしました。16年産の上場数量が減ったということもあって、4月からワーキンググループを立ち上げて作業を進めてきたところですが、その後4月に全農

秋田問題の発覚もありましたので、緊急に信頼回復のための措置をとったところでございます。

さらにその後も検討を進めまして、1ページ飛ばしていただいて29ページでございますけれども、コメ価格センター取引ルールとして7点ほど掲げてございます。

29ページの左側が、センターの信頼回復措置として緊急に見直しを行った事項で、上場数量の拡大、これは17年産からの適用ですが、産地・銘柄ごとに販売計画数量の3分の1以上を上場という自主ルールを、センターの方で決めていただいております。

そのほか、不正行為の監視機能の強化として、取引監視委員会の機能強化、あるいは今回の全農県本部の件にありましたように、これとパルライスとの役職員が兼務する場合は、当事者間の取引を禁止する。あるいは、取引結果の公表による透明性の向上ということ。

この点線で囲ったものを、ことしの6月入札から既に適用しております。

それから右側のもの、さらに追加的な議題については5番、落札が60%に達しない場合は、参考価格。指標価格としては公表しない。

それから端境期、7、8月にも入札を実施する。これは来年からやることになります。

それから、不作時で15年産のような状況になったときには、過去の落札実績によって、実績のある買い手に優先的に申込数量の枠を設定するというをやっております。

以上が、需給の動向の分析でございます。

次に、本日一つの大きなテーマであります、新たな農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへの移行ということ、米政策改革のもとで進めております。

30ページの最初のパラグラフは、3月の指針のおさらいでございます。冬の間にいろいろ推進活動をしたけれども、3つほど課題があった。まず目標数量の配分について、まだ特に市町村の段階では一律的な配分が残っている。

米の販売の状況について、農家への情報伝達がまだ必ずしも十分ではない。

それから、売れる米づくりという意識に基づいた取り組みが拡大をしているけれども、まだ十分ではない。

こういった状況を受けて、ことしの4月から5月にかけて、農水省、あるいはJA系統と連携をして、重点推進活動を行ったところなんです。

30ページの右の方に、その際出てきた意見が幾つか列挙してございます。新しいシステムに移行しますと、国、行政による配分はなくなりますが、それに対してJAからの配分

ができるのか、不安があるとか、生産調整に取り組んでこなかった農業者をどう取り込んでいくのか。あるいは、市町村が生産調整から手を引いてしまうのではないかという不安が出される一方で、行政とＪＡの一体的取り組みを強化していきたいとか、あるいはＪＡは出荷農業者への指導は従来から行ってきたので、そういう傘下にある農業者への目標配分なら可能である。あるいは今後、情報伝達を強化していきたいといった意見も出されたところです。

いずれにしても、新しいシステムに移行するためには、できる限り早期に、その具体像を提示してほしいという意見が、各地から強く出されました。そういう意味で、新しいシステムのイメージ案を、この指針の中で提示をしております。これを踏まえ、19年度から新しいシステムへの移行を目指して進めていきたい。米政策改革では新システムへの移行は、遅くとも20年度までにとっておりますが、19年度を目指すということを、この際明確にいたしまして、今御説明しますイメージ案に即して、さらに検討を深めていきたいと考えております。

次のページからしばらくは重点活動について地域で出た意見の事例でございますので、これは後ほどごらんいただければと思います。

何ページか飛ばしまして、35ページをごらんいただきたいと思っております。新しいシステムのイメージ(案)ですが、このシステムについては、米政策改革の大綱が平成14年12月にまとまっております。それに基づく基本要綱においては、当面16年産から数年間、国、行政による目標数量の配分というのをやりますが、その経験を踏まえて、客観的な需要予測に基づいて、農業者・農業者団体が主体的に行うシステム。

より具体的には、その次のパラですけれども、あえて国が配分行為を行わなくても、客観的データ、透明性ある手続によって需要予測を分析しまして、その需要に見合った生産をやっていくというシステムと位置づけられています。

19年度以降、移行するシステムのイメージとして、3点ポイントを書いております。1つ目は、国を初め行政による数量配分を行わないけれども、国などから情報提供を行ってまいります。それに基づいて、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施するシステム。

この情報提供を受けまして、特にＪＡあるいは大規模農家などが生産調整方針を作成しております。これらの者が中核となって、その情報をもとに、みずからの生産目標数量はみずから決定する。あるいはＪＡの傘下にいる、ＪＡに出荷している農家に対しては、Ｊ

Aが生産目標数量を配分するという考え方でございます。

その際、地域、特に市町村単位での関係者、行政、関係機関あるいはJA、大規模農家
の間の調整が必要になりますので、こういったものは今もございますが、地域協議会が担
っていく。そういう地域の調整機関として、この地域協議会の役割をさらに強化していく
必要があるという三本柱で考えております。これをもとにこの秋に向けて、検討をより具
体化していきたいと考えております。

1ページめくっていただきますと、今申し上げたイメージ図が36ページに書いてござ
います。従来から生産調整と申しますと縦長のフロー図で、上から国、県、市町村、生産
者と段階的に生産調整の目標面積が配分されたり、生産数量が配分されたりと、上から物
が来るイメージだったんですが、新しいシステムのもとでは、まず左上にありますように、
生産調整方針作成者、JAや大規模農家などが、みずからの目標数量を需要に応じて決め
ると。

JA傘下の農家にはJAが配分する。そこに向けて、まず地域協議会が調整機関として
機能する。そこには当然市町村も入ってまいりますし、その他地域の関係機関がこれを担
っていく。そこに向けて都道府県あるいは国から情報が流されてくるということで、一番
右の国としては、右下に書いてございますが、全国の需要見通しですとか、都道府県別の
需要に関する情報が、今の進めているシステムではこういったものが機械的に算定できる
ようになると考えております。そういったものを情報提供していくことを考えております。

それから、スケジュールについて一言申し上げますと、37ページの右側のフロー図で言
いますと、今まさに7月の基本指針を御議論いただいております。後ほど18年産米の
需要見通し等について御説明いたしますが、この秋に、またこれも後ほど申し上げます、
基本計画に基づいて品目横断的政策の詳細を具体化いたしますが、それとあわせてこの新
たな需給調整システムの、より具体的な姿、あるいはこれを推進するための支援対策のあ
り方を検討していく必要があると考えております。

そして、18年度に新しいシステムへの移行に向けた検証を行いまして、19年産からこ
の新しい経営安定対策と、それから需給調整システム、同時に移行したいと考えておりま
す。

38ページ以下は若干おさらいになりますので、簡単に申し上げます。米政策改革、今、
配分のシステムについて申し上げましたが、需給調整を支援するための対策として4つほ
どございます。1つ目が、37ページの産地づくり対策。これは地域ビジョンの支援策とし

て、全国 2227 の推進協議会で実行されております。38、39 ページがその関係です。ちょっとここは飛ばさせていただきます。

次に 40、41 ページ、2 つ目の支援策として、稲作所得基盤確保対策。これが米価下落の補てん対策でございますけれども、16 年度には約 100 万人が参加をし、16 年産については参加があった 46 道府県すべてにおいて発動されております。40、41 ページがその関係です。

42、43 ページは担い手経営安定対策。これは価格下落時の補てん対策ですけれども、特に担い手に対象を絞ったもので、加入件数が 16 年産は 3 万人、加入面積 16 万 ha。16 年産については、加入があった 40 道府県のうち 28 の府県で発動がされております。

その次、4 つ目の支援策、集荷円滑化対策。16 年産は作況 98 の不作でしたので、発動はされていません。ただ 16 年度、作柄がわかる前の加入状況は 144 万人。数量ベースで 582 万 t という参加状況となっております。

以上のような対策の 17 年度、ことしの参加状況は、今報告を受け付けている状況でございますので、今後整理をしていく必要があると考えております。

46 ページでございます。こういった今申し上げた、16 年度やっております 4 つの対策を 19 年度以降どうしていくかということですが、まず 19 年度以降は、米政策改革以外の農政としての大きな課題として、食料・農業・農村基本計画にも定められましたように、品目横断的な経営安定対策を 19 年産から導入することになっております。19 年産がそういう意味で、一つのまず節目になっております。

47 ページですけれども、これと並行して米政策改革。先ほど申し上げたように、19 年度以降、新しいシステムへの移行を目指すことにしております。先ほど申し上げたような、産地づくり対策以下の 4 つの対策は、16 年度からの 3 カ年の対策としてやってきておりますので、いずれにしても 19 年度以降どういう対策を打つのかの検討が必要です。

そういう意味で、19 年産から品目横断対策も導入される。また、19 年産以降の新たな需給調整システムのもとでの需給調整の対策などのあり方。これを表裏一体のものとして、整合性を持って検討していく必要があるという御議論を、この秋にお願いをしたいと考えております。

48 ページは、品目横断対策のイメージですので、こちらは説明を割愛させていただきます。

49 ページ、米の輸出入に関する動向です。まず輸入の方は、ミニマム・アクセス米、加

工用途を中心に、国産米では十分対応しがたい用途に充ててきております。さらに、それで販売残になったものについては援助用にも充てておりますが、17年3月末直近の持ち越し在庫170万tということで、新規用途の開拓など鋭意進めておりますが、大きな課題だというふうに考えております。

50ページ、WTO農業交渉の状況。去年7月に枠組み合意がされまして、今まさにジュネーブで、この7月までの対応をどうするかという議論が進められているところであります。そういう意味で、近々の情報はきょうの報告には間に合いませんでしたので、ここは特段新しい状況については書いてございません。

51ページ、輸出の方でございます。ここは従来から商業用として、年間400~500万tが香港、シンガポール、米国などに輸出されております。特に東アジアへの輸出拡大を視野に入れて取り組んでおります。

取り組み状況で52ページですが、生産者団体においても農産物輸出連絡協議会を立ち上げて取り組みをしていただいております。農林水産省としても「攻め」の農政の柱の一つとして、予算措置などを講じております。特に、相手国の検疫通関など問題がございます。中国に対しては現在、植物検疫上、米の輸出は認められておりませんが、資料を提出して、その解禁を要請しているところであります。

また、本年4月に米だけではなく、「農林水産物等輸出促進全国協議会」を立ち上げて、取り組みを進めております。

なお新潟県において、米の輸出計画がございまして、それを生産目標数量の消費純増策として22t、数量として多くありませんが、上積みすることにしております。こういったものも、輸出を奨励する下支え措置になるかと思っております。

以上、大きな柱の動向編が終わりまして需給編ですが、こちらについて、次に53ページから御説明をしたいと思います。

53ページについては、右下の枠囲いを見ていただければと思います。毎年6月末に在庫調査をしますので、ことしの6月末ということは平成16/17年、つまり去年7月からことし6月まで、全国ベースでどれだけ需要実績があったかというものの速報値でございます。

民間流通米として、まず去年の6月末に在庫が212万tありました。これに対して、米が16年産米872万tとれました。需要実績から加工用米は除きます。

それから政府の買い入れた数量というのは、まだ政府が在庫として持っているものです

から消費にはなっていませんので、これも引きます。

そして、ことしの6月末に在庫として残っている171万6000tを除きますと、この1年間で消費に回った数量863万8000tが民間分でございます。それに政府米が販売された5万2000tを足しまして、この1年間の需要実績は、速報値として869万tと考えております。これが一つ、速報値の指針での御報告でございます。

54ページは、県別に今申し上げた数字、表を見ていただくと全国が869万t、今の数字になっておりますが、県別の積み上げの内容でございます。

この辺の数字は先ほど言いましたように、9月、10月に確定をしてくると、また変動し得る数字でございます。あくまで速報値でございます。

ただ55ページで、この7月指針の一つの仕事として、じゃあ、先の需要見通しは、この需要実績に基づくどの程度になるかということで、トレンドで出しております。

需要見通し、ことし7月から来年6月までの17/18年、それから来年7月から再来年6月までの18/19年、この2年間の見通しを出しております。

この方法は、去年御採用いただいた8年以降のトレンドを、単純に回帰式で出すというやり方で出しております。

そういう意味で55ページの2行目ですが、「昨年11月に策定した基本指針」となっていますが、昨年7月に御議論いただいた点ですので、ここは「7月」に訂正をいたします。

この方法、去年の7月と同じ方法で最新のデータを当てはめました。右の直線のような形になりますけれども、16/17年のものが左側の表ですが869万tと出ましたので、これを当てはめると、17/18年の需要見通しが854万4000t、18/19年が846万2000tとなります。

ことしの11月に18年産米の生産目標数量を決めるときは、この846万tという需要をベースに、じゃあ、どれだけ生産をするのか。17年産米のできなどを見て、具体的に決めることとなります。846といのが、その一つの参考数字となります。

次に、56ページでございます。こちら、じゃあ向こう1年の主食用の需要のフレームはどうなるかということで、右上の表を先に見ていただきたいと思っております。出てきますのは、既にいろいろなところで出てきた数字です。ことしの6月末の在庫は、さっき申し上げたように官民合わせて256万t。このうち政府が84万tです。

この在庫に対して、17年産米の生産量はまだわかりませんが、一応去年配分したのが851万tなので、その数字を仮置きしています。これを合わせると、供給が1107万t。

向こう1年、この7月から来年6月までの需要量が、さっき申し上げたように854万tですから、これを差し引くと来年6月末の官民合わせた在庫が253万t。

政府米については、84の下でこれを40万t買って、さらにその2つ下で40万t売ります。政府米をニュートラルにしています。そうしますと当然、来年6月末の在庫は84万t、今と同じです。

これについては今申し上げましたように、17年産の生産量、これは851なのかどうか全くわかりません、そこが動きます。その結果、翌年への持ち越し在庫はどうかということが変わってきますので、7月はあくまで仮置きということで、こういう数字を置いております。具体的には17年産米の作柄を見て、11月に向こう1年のフレームをきちっと決めたいと思っております。

そういうことが、左側に言葉で書いてございます。特に4番目のところですが、そういう意味で政府米は一応40万tの買いに対して、同じ40万tを仮置きしているということ。

ただ、回転備蓄をやっていきますので、今後はルールの徹底という意味で、販売数量がこの計画を下回った場合には、買い入れ数量を削減するというルールを徹底していきたいと思えます。そうしないと、政府米に対してはたくさん買えと、ただ売るなという圧力がかかりやすいので、ここはルールを徹底したいと思えます。

また、政府在庫のうち、9、10、11年産の長期保管米がかなりのウエートを占めておりますので、このうち品質劣化等によって主食用に適さないものについては、引き続き飼料用への処理を進めていきたい。

そういう中で繰り返しになりますが、向こう1年のフレームというのは、17年産の作柄がわかってから、11月に明確に決めたいと思っております。

57ページ、そういう意味で、18年産米の生産目標数量は、11月に指針でお決めいただきたいということだけが書いてございます。

ちょっと説明が長くなって恐縮ですが、最後のポイントでございます。58ページですが、11月に生産目標数量を決めて、県別の配分をこの部会で御議論いただくときに、3つほどずうっと課題として去年の秋以降持ってきているものがございます。それが右側の59ページを見ていただきますと、3点ほど書いてございます。

2つ目のパラを見ていただきたいと思うんですが、3月の食糧部会での議論を含め、次のような3つの論点が提起されていると。1つは、16年米の政府買い入れが37万tと非常に大きい数量になったので、生産者団体としても政府備蓄に貢献しているんだから、政

府に売った段階でこれを反映できないかと。今までのルールは、政府に売った段階じゃなくて、政府が売った段階で反映しているので、そこを別の扱いができないかという要望が一つ出ております。

2つ目には、生産調整の達成・未達成。これについて引き続き、何らかの形で反映できないか。

3つ目は、需要見通しのウエート。17年産は6割という形で置きましたが、これをもっと大幅に高めて、10割に近づけられないかという御意見が出されております。

これにつきましてその下に、11月に向けての検討の方向として、一つ提案をさせていただいています。まず、この需要見通しのウエートは、19年産から新しいシステムへ移行するということを考えても、この秋に配分する18年産では、限りなく10割に近づけたいと考えております。

他方、その残りのウエートが一部出ますので、このウエートの中で今出ていた点、政府米の買い入れ数量の反映ですとか、生産調整の取り組み状況。

それからもう1つは59ページの右上ですが、営農の継続性、前年までにどれだけの配分実績があったかということの勘案。こういう需要見通しとはまた別の観点。公平性ですとか営農の継続性、あるいは激変緩和という要素を、、、として10割に近づけた残りのウエートで勘案していくということ、ことしの秋はやってはどうかということ考えております。

59ページの「さらに」ですが、ただ1つ、また秋に向けて問題がございまして、これとあわせて議論していくべきことですが、目標数量を農業者別に配分しているものですから、その際にこれを地域ごとに単収で割って、面積に換算するという作業もあわせてやっております。農家は面積でもらわないと、どれぐらい作付していいかわからないということ。

ただ、実際に割り戻す単収というのが、統計の平年単収に比べて全国的に低い水準になっておりまして、そうすると作付が伸びる傾向がございまして。この配分の単収設定の適正化というのは、去年の冬から従来一貫して指導してきておりますが、まずは配分の基準単収の設定が栽培の実態に合っているのか。

例えば有機栽培などをして、実際に作付単収が低いというケースもかなりありますが、そういう実態に合った単収設定になっているのか今検証しておりまして、こういったことも含めて、この秋までに実効ある生産調整を考えていく必要があると考えております。

60ページは、今申し上げたことを図示したものであります。いろいろ複雑そうに見えま

すが、要は 60 ページはタイトルにありますように、18 年産のこの秋の県別目標数量の算定手法の検討の方向として、下半分だけ見ていただければと思いますが、需要見通しを限りなく 10 割に近づけると。

その 10 割に近づけた残りのウエートでいろいろ円滑な移行のために出ている配慮事項を反映させる。激変緩和なり公平確保といったことを反映させるということ、移行期の最終的な措置として取りまして、最後に右の方ですが、19 年産以降、県別の需要は一定の算式で機械的に情報提供できると考えております。このときには、需要見通し 10 割のウエートということで算式を確立させたいと考えております。それに向けて、18 年産は最後の移行措置だと考えております。

62、63、64 ページは、以上のような状況の解説ですので、必要があれば後に戻ってまいります。

もうあと 5 分で終わります。最後に国の方針編でございます。ただこれは書いてあることは、今申し上げた内容と基本的に重複しておりますので、重複していない部分だけ簡潔に申し上げますと、65 ページ、米政策改革の推進の需給調整システムは今申し上げたような内容です。

(2) 新システムへの移行に向けた取り組みも御説明をいたしました。端的には 66 ページの (2) のずうっと来まして、66 ページの一番最後のところ、今後こういう今までやってきた活動を踏まえて、新システムへの具体化を進めて、19 年度からの新システムへの移行を目指して、さらに取り組みを強化する。これを国の方針としたいと考えております。

(3) の産地づくり以下は、ずうっと御説明をいたしました。

67 ページ、その他、説明になかった対策として、67 ページの右側の (9) 米穀安定供給支援対策。これは米の安定出荷を図るための金利・保管料の助成を、17 年度は行ってまいります。

それから、米穀機構での情報提供ですとか、信用保証のもろもろの事業も適正に実施してまいります。

68 ページはセンターの関係、それから備蓄運営の関係など、これは御説明をいたしました。

69 ページの米の輸入については、輸入はミニマム・アクセス 77 万玄米 t、S B S 10 万 t ということで、今年度も実施したいと考えております。

以上でございます。あとは付録でございます。

その他、2つ資料をお配りしております。一番下に置いてあるかと思いますが、参考資料1、参考資料2。これは特段御説明いたしません、参考資料1というのは、17年産米の政府米の買い入れ。これは昨年までは県別・銘柄別の出回数量を基準に枠配分を銘柄別にやっていますが、今後はセンターへの上場数量を基本にやりたいという運用見直しでございます。

この参考資料1の2に書いてございますが、上場数量比を基本に、出回数量や過去の政府買い入れ実績を勘案するというのが、この資料のポイントでございます。

参考資料2は、生産段階でのDNA検査で異品種混入の状況がどれくらいあるかということ調べて、7月8日に公表しましたので、参考までに配付させていただいております。

説明は以上でございます。

八木部会長 それではただいま説明のありました、米の基本指針に関しまして、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等をいただければと思います。

横川委員、どうぞ。

横川委員 それでは、最初に意見を申し上げます。

基本的には大分よくまとまった指針案だと思います。特に、入札制度の変更によって改善が進み、その透明性が上がることについては、私どもは使う側として大いに評価をしたいと思います。

私の意見としていくつかありますが、まずはえさとしての飼料米について申し上げます。減反対策と自給率向上の両方を目的とする、鳥のえさ用の米（デントライス）をつくることにつきましては、そろそろ国が具体的に進めたらどうかと思います。

現在は、えさとしてトモロコシをトン2万5000円前後で輸入していますが、それを日本の減反後の土地で飼料用の米をつくるとしたら、大体15俵ぐらいとれると言われております。

補助金との兼ね合いがありますが、輸入飼料並の価格でできるのなら、自給率向上や古米対策のためにも米の飼料化問題を是非ご検討いただきたいと思います。

次に、米の値下がり問題について申し上げます。これから人口がどんどん減っていきます。1人当たりの消費量の減少は止まりかけてきていますが、大幅に人口が減る、それから高齢層が増える、単身世帯が増える、いろいろ含めて米の消費量の見通しは明るいとは言えません。そんな中での自由化で、米の値下がりがすごくなると思いますが、国とし

てどうするのか。

私は買う立場ですから安い方がいいんですけども、実際に農家の方とお米づくりの話をしていると、そこを相当心配しているのです。この数年、やはり、一年に万の単位で値段が下がっている。農家は、今までの優遇制度から、いきなり競争の大波のある海に放り出されると、相当波風が立つ、そのことについてはやはり対策を考えなくてはいけないと思います。

最後に、食事バランスガイドと外食の状況をご説明したいと思います。

食事バランスガイドにつきましては、先日、消費・安全局の方から私どもの協会（JF：日本フードサービス協会）にご説明をいただきました。あるコンビニエンスストアチェーンの店内では、自社費用で全店にバランスガイドを表示したら大変好評だったそうです。

私ども外食業界としましては、昨日新たな委員会を発足しまして、原産地表示と食事バランスガイドを同時に推進しようと動き始めたところです。

とは言え外食には、寿司屋、ステーキ屋、ファミレス、ファーストフード、イタリアンと多くの業態があるので表示の方法も様々になると思います。それでも、業態それぞれが原産地の表示と食事のバランスガイドに取り組んでいこうと決めたのです。

今、食の信頼を回復するには、それが必要だと思って私どもはやっていますが、最終的には食育として取り組むことが望ましいのではないかと思います。

また、輸出に関係して、日本の農産物や食の認知度向上の件についてですが、私ども、日本フードサービス協会の会員の中には、香港、中国、ベトナムを含めて海外へ出店している企業もあります。そして、その多くが、日本で今お出ししているメニューをそのまま現地でもお出ししているようです。ある意味では私どもレストランが、ちょっとオーバーかもしれませんが、他の国でビジネスをすることによって、日本の食材や食品の良いところを紹介する役を担っている部分もあるのだと思います。

さらに加えて、海外のマーケットのリサーチをもっとやっていけば、諸外国が求める食品の輸出拡大を図ることができ、日本の農業への貢献も大きいと思います。

以上です。

八木部会長 藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 21 ページの政府の備蓄米ですが、9年産から11年産で約45万tあるわけですが、11年産の例を挙げれば、60kg当たり1万円を割っているわけですね。

実はこういう米は、市中に出さないでほしいと思います。というのは、この米が市中に

出ていますと、結局消費者価格で1 kg 当たり 200 円を割る。そして品物が悪いということで、米全体のイメージを落とします。

あるいはこういう米を出さずに、15 年産が2 万 t と、あと 16 年産がありますので、売ろうとすればこの品物は売れるわけですので、この辺を一つ考慮していただき、備蓄米ですが、できれば隔離していただきたいということが一つです。

それから 35 ページですが、よく生産者の方と話をしますと、19 年産以降になるんですが、生産者目標の配分を行わないということで、それじゃ勝手に決めて勝手に農業団体がすればいいんでしょうという言葉が先走っているということです。

しかし、よく考えれば、生産目標数量を決定するとか、あるいは需給見通しを見て、それに見合ったものをつくりなさいということを言われてますが、もう少しわかりやすく生産者、あるいは消費者の方にも説明できるような文章づくりをしていただかないと、19 年産以降は勝手ですよというイメージが非常に強いです。また、我々もそういう質問を受けるわけです。きちり言えばわかると思いますが、この辺の文章づくりをしていただきたいと思います。

以上です。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 3 点について申し上げます。

第 1 点は 13 ページに、親不孝相場ということであるわけですが、これは計画流通制度をやめた結果としてこういうことが出ているのかどうか。

24 ページに、これも関連しているんですが、端境期価格のありようについても警告が発せられているわけでありまして、ここも関係者の冷静な対応が必要ですよというだけで、この問題が処理できるのかどうかということが心配です。

この両方についてですが、6 月末在庫で生産目標数量を決めていくという仕組みにしているわけで、在庫の把握の仕方については御案内のとおり、生産者団体が売っただけではだめなので、それはきちっと需要につながっているということじゃないといかんのだよということをおっしゃっているのはわかりますが、それにしても6 月末在庫を減らすためだけの対策として、場合によったらこの6 月に多くの取引があるなんていう話になったときに、まさか奨励金をつけて引き受けをお願いしているとか、奨励金があれば引き受けてもいいよみたいな話をしているとか、そういうことが6 月末の売却動向等とも関連しているんじゃないかというふうに心配しております。

年明け以降、大量に出回ってくる地域の米というのは、主要な東北、北海道等の米産地でありまして、そこに大量の米があるというのが事実であります。その対策を全体としてどんなふうを考えていくのか。必要な措置は冷静な対応という気分の問題でない、制度的な仕組みを検討できるのかどうか。また現に、いろんな関係者の努力がここにあるのかどうかということをもっと真剣にやらないと、5月、6月にさまざまな不祥事も含めて、不公正な取引が生ずるということにならないのかということをご心配しておりますので、この点をもう少し詰めてもらいたいと思います。

第2点は30ページでありまして、今、藤尾さんからもおっしゃっていただいたこととの関連であります。移行システムについて触れられているわけですが、単に配分の手続の仕組みが変わるというだけではないはずなんですよね。

結論は、ここに19年度から新システムへの移行を目指して云々というふうにしておりますけれど、これはあくまで18年度に検証するということがあってこそ具体化するわけなのであって、移行手順を示しました、手順を示してあとは19年度から移行を目指しますよという話では、決してないということをご十分御存じのほうであります。

具体的に言いますと、これと関連して、例えば1つは、計画生産の状況はいまだに情報として全く知らされていない。情報開示を前提にしてこれをやりますよと、システムを移行しますよと書いてあるんだけど、計画生産の情報は一切入ってきていないわけあります。一体、これはどうしたんだと。

2つには、計画生産の目標達成のための、後ほどにもここに整理はしてありますが、産地づくり推進交付金とか、それから稲特等々の支援措置があるわけでしょう。これが効果的に支援措置が実施されているかどうかということについて、例えば実施状況はこうですよと書いてあるんだけど、この段階で検証がなされているのかということとそうではない。今の段階はなかなか難しいとすれば、18年度できちんと検証した上での取り組みになるということをご、はっきりさせておきたいと思っております。

3つには、ましてや品目横断の経営安定対策と関連して米政策改革の抜本的な見直しを進めるというふうにご言っているわけでしょう。そんなことがある中で、19年度から動きましますよというだけの話でいいのかと思っております。

第3点は46ページ以降であります。そこに今言ったこととも関係しますが、19年度以降の施策の方向として記されております品目横断の経営安定対策については、政策の対象を担い手に絞り込むということですよ。

ところで、これも3つほどあるんですけど、1つ目は、稲作所得基盤確保対策、稲特が計画生産を行って出荷した農家すべてを対象にしているわけですね。だから、整理されているように、100万戸の農家が対象になっているというふうに言われるわけで、それはそれとしてよくわかります。

ところで2つ目は、これを前提にして担い手経営安定対策を講じてきましたよね。これは一方で、稲特はすべての計画生産をやった農家が対象になるということを前提にして、担い手経営安定対策は対象を、思い切って絞り込んだ仕組みを了としてきたわけじゃないですか。

ところが3つ目は、今回19年度以降やろうという政策は、この担い手経営安定対策で絞り込んだ対象だけ、すなわちここにも整理されていますが、およそ3万人程度、作付面積にして16万haのみを対象にして政策展開するというんでしょう。

もちろん47ページに、表裏一体だから、ここはよく整合性を持って検討していく必要がありますよというふうに書いてあるから、十分意識をお持ちだというのはよくわかるんですけど、それにしても単純過ぎると思うんだよ、整理が。

以上の3つの項目は、それぞれ私は関係していると思いますので、よくよく検証するというを前提にして進めていただきたいと思っています。

横川委員 済みません、ちょっと修正をさせてください。

横川委員 先ほど「米価が一年に万の単位で下がる」と言ったのは「千円単位」の間違いです。千円の単位で1俵1万6000、1万5000、1万4000と、年に1000円ぐらいの単位で下がっている状況だというつもりを、間違っって発言しましたので、修正をお願いします。

八木部会長 これまでの委員の発言について、計画課長、お願いします。

高橋計画課長 お答えを要すると思うものを。

横川委員から、まずえさのことですね。今の主食用に回せないものも、主に豚とブロイラーのようですが、専門家に聞くと、採卵鶏ですと卵の色が薄くなるという課題もあるようです。

ただいずれにしても、飼料用ですとキロ15円とか、要するに1俵900円という価格になりますので、当然そういうコストも賄えるような体制ということになってくると思います。

ただ、非常に広い意味で言えば、お米というのは口に入るものだけでも、さっき言いま

したように粉とか、それからあと一部申し上げましたけど、バイオマスで生分解性プラスチックというのも出てきていますので、そういうものと飼料というのは、価格的にそんなに違うわけでもありませんので、用途としては生産体制の整備を含めて、幅広く考えていけないといけないものだと思います。

それから、人口が減って消費が減る中で、19年度以降、新しい米の値が下がっていくということに関して、ここは先ほど来、藤尾委員なり山田委員の御指摘もあると思いますが、19年度以降需給調整をやめるということでは全くありませんので、それはそのシステムの話をしてはいるわけですが、主要食糧法の目的も需給と価格の安定ということで、そこは政府として法目的は負っているわけでございます。

ただ、なぜ切りかえるかというのも、一言で言えば、今までのように国・県から配分がおりて来ると、末端に行くとか配分を受けましたと。出どころはお国ですね、配分を受けた範囲内で作ったんだから、じゃあ、それは主食用で全部売られて当然だという意識になっていたのでは、そもそも需給調整というのはできないんじゃないかと。だからそれは、売れる分だけつくるように、どうしたら一番現場まで浸透させられるかというのがシステムの考え、基本だと思いますので、需給調整をやめるということではございません。

それから、藤尾委員の政府米の古米の話ですが、これは非常に根深い話でございます。要するに、政府としては回転備蓄を目指しているわけで、現在ある、ことし買った37万tの16年産米についても、1～2年後には市場に1年古米、2年古米として出して行って、その分をまた買い入れるという回転をしない限りは、適正備蓄量が100万tであれば、100万tの古米をずっと固定して抱えたまま、何年も買い入れがないという状態になってしまうわけです。

まさに、9、10、11年産米をこのタイミングで売っているのは、そういうことが過去多々起きてきて、9、10、11年産米も大量に買い入れて、一時300万t近い在庫を抱えていた結果ということなんです。

要するに将来的にはというか、これからはまずこういう事態が起きないように、毎年1・2年古米を売ってその分だけ買い入れると。そのルールを徹底する必要がある。そうすれば、こういう古米が市場に出ていくということはなくなると思います。そこは徹底をしたい。

それからもう1つは、今のお米というのは、確かに1万円を切る価格になっておりますけれども、そういう米で売られている市場というのは現にあるかと思えます。こういうこ

とを藤尾委員に私が申し上げるのもおかしいかと思うんですけれども。

篩下とか中米市場とかで、民間のお米も出ている。そういう市場が現にあるところに政府米として売っているの、そういうたぐいの米の供給量がそれは確かにふえているかもしれない、そういう米の価格帯を政府が創生しているわけでは決してありませんので、もともとそういう市場はあるはずだと思います。

現に6月、7月ぐらいは、どうもそういう米が若干切れてきたようで、政府米のこういう古米への引き合いも若干強くなってきています。そういう意味では政府の方針として、9、10、11年産米の販売をストップするというわけには……、財政的な問題もございますし、それからそういう需要もあって、それはいろいろな備蓄運営の結果としてあるものがございますから、現時点ではこういう形の販売は継続する必要があると思っていますし、将来的には、こういうものがなくなるような回転備蓄の運営がされるべきだと思っています。

それから山田委員の御指摘で、計画流通制度とか、そういう形の制度的な問題として、この端境期の価格のあり方が議論されるべきではないかということですが、去年実際に親不孝相場という結果が起きてみて、それは生産者というか産地側も、買い手である卸側も反省は多々あったのではないかと思うんです。

結果的にああいう形で、少なくとも表向きは6月にできた価格が10月まで相対で引っ張られて、それで16年産新米の買いに引き合いが入らなかったということについては、多々反省する点があるのではないかと思います。

そういうことをここでは言うておまして、まさにこの6月は卸団体も含めて、6月の入札価格が余り上がり過ぎると、それが7月以降の価格に反映されて、また同じことが起きかねないという懸念が、6月の入札の前から卸団体からも発せられていましたので、そこはまた現実にそういうことが起きないように、まず売り手、買い手の間で工夫をする余地はあると思います。

それからもう1つ、先ほどページで御指摘があった、親不孝相場ということをあえて書いた部分ですが、ここはあえて流通構造と書きましたのは、産地直売とかそういったものと全国出荷というのは実際競合する関係にあるわけですが、機動性という意味では、どうしても産地直売が先に出るとするのは、14年産、16年産の動向からすると、かなりはっきりしているのではないかと思います。

そういう意味では、全国団体の役割、位置づけとして、そこは無理に早く売ろうと思っ

ても多分売れないわけですし、そうであれば2月以降に全国団体の出る出番が当然あって、そのタイミングで売っていくということが、あえて言えば制度云々よりも前の問題として、全国流通に回るものの構造的役割なんじゃないかということ、この際明確にしたいということでございます。

そういう意味では制度云々というよりも、そういういろいろ流通自由化もしてきた中での実態を踏まえてのそれぞれの役割をはっきりした上で、年間を通じて価格の安定をどう図っていくかということではないかと考えています。

それから、藤尾委員と山田委員御兩人から、新しい需給調整システムというのは勝手にしろということじゃないと、それは明確にする必要があるだろうと。その点はごもっともな御指摘かと思えます。先ほども言いましたように、19年度以降、需給調整はやっていくということであります。

それに関して山田委員から、計画生産の状況、情報として知らされていないとか、目標達成の支援措置も含めて、18年度に検証して19年度なんだろうと。それはそのとおりだと思っています。したがって18年度の検証というのは、またこの部会でも当然御議論いただく必要があると思っています。

ただ、米政策改革の抜本の見直しを進めるということが、どこかにあるわけではなくて、それは例えば47ページに、現行対策は18年度までの3カ年ですと。その後19年度以降については、新たな需給調整システムへの移行を目指すこととあわせ、産地づくりや米価下落、影響緩和などの対策のあり方について検討を行う必要があるというのは、別に今の米政策改革の路線転換という意味ではなくて、非常にニュートラルに対策の期間が一たん切れるのであるから、それ以降の対策の検討も当然必要という意味で書いているものでございます。

特に19年以降を円滑に進める上では、この秋に向けて計画生産の実施状況とか、ここまで2年やってきて、先ほどちょっと申し上げた配分単収が適正なのかということも含めて17年産米の作柄が明らかになれば、この秋に非常にいろんなことが全部出てきて、それをこの秋どうするかと。それから、この冬どういう推進活動をして、18年度の検証にどう結びつけるかというのが、極めて重要な問題だと思っています。

最後の、担い手に絞り込む関係でのもろもろの支援措置のあり方。ここはまさに、いろんな方面とこれから議論していくべきことだと思っておりますので、あえて中身については書いてございませんし、山田委員から御指摘のあった問題意識についても当然承知をし

ておりますので、そういったことを踏まえて、議論はまさにこれからさせていただきたいということで提示をしておりますので、そのように申し上げたいと思います。

八木部会長 よろしいでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

岩田委員 今お話もあったんですけども、19年度以降スムーズに移行していくためには、どういうものかというのを、農業の方がイメージしやすいということが必要だと思うんです。

私も素人なので教えていただきたいんですが、36ページにそのイメージ(案)というのがあるんですが、これはJA等という、生産者団体等というのはよくわかるんですけども、例えばJAに入っていらっしゃらないような大規模な農家とか生産法人とか、あるいは今後は株式会社等も出てくるかもしれないと。そういった方たちを、どういうふうにごの中に取り込んでいらっしゃるおつもりなのかなど。

あと、地域協議会というのは、行政、JA、書いているんですが、だれがどのようにして、どういうものをイメージしていらっしゃるのかというのが、ややわかりにくいなというので、ある程度の線をお持ちであればちょっと教えていただきたい。

これは全くまた違うんですけども、52ページの輸出のところですが、今、世界的にも日本食ブームが起きていますし、本当にこういう日本の農業が、攻めとして輸出に打って出られれば非常にいいことではないかと思うんですが、価格的には台湾、香港、売っているのはどのぐらいで出していらっしゃるのか。もし、わかれば教えていただきたい。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 今の岩田委員の最初の質問に関連して、似たようなことなのでお教えいただきたいと思います。

36ページのイメージ(案)及びスケジュール(案)を見ると、私などはだんだん19年度へ向けて進んでいくんだなという印象を受けておりますが、36ページの上にさくっと書いてある「マーケットからの情報」というのは、具体的にどういったものを指すのかというのをお教えいただきたく思います。

質問の意図としては、需給調整システムと言いながら、供給者側の調整といったところに、何となく主眼が置かれているような印象を受けておりまして、じゃあ、需要者側の情報、末端で言えば消費者ですとか大口需要者、実需者の方たちといった情報が、この構造の中にどのようにシステムティックに取り入れられていくのかということをお教えいた

できればと思います。

八木部会長 藤井委員、どうぞ。

藤井委員 基本的には米の制度改革、それから売れる米づくりや、生産者主体の米づくりという流れを後退させないで、それを進めていくことが大切なんだなと思っています。

この間、幾つかつづってきた仕組みだとかそういうものが、多少ほころびとか、制度的に矛盾が起きていたときにどう直していくのかというところが、個々考えながら進めていかなければいけないと思っています。

その意味で、コメ価格センターのことについて2点質問させていただきたいと思っています。23 ページに、4月以降活発な取引が行われているという形が書いてあって、コメ価格センターの改善について後段の方でも触れられていて、非常に期待はしているんですけども、図3 - 8で、去年までは毎年毎年入札が行われていたんですが、平成16年は3月と5月に入札が、ここ価格が見えてないんですね。これは一体なぜなのか。そもそも、全農秋田の不祥事があって入札をやめたのか、それとも入札自身が成立しなかったのかどうかについて教えていただきたいと思っています。

それと、こういう価格センター、いろいろな改善策をやると同時に一番基本的なのは、28 ページにもあるように、新規のプレイヤーがもっとふえてきて、どんどんどんどん市場が活性化されることが望ましいと思うんですが、28 ページの3 - 17 の新規の売り手の取引概況を見ると、上場に対して落札が少ないようなイメージがあるんですけども、これは一体なぜなのかということですね。

新規の売り手が落札しにくい、何か背景があるのかどうか。さまざまな透明化の措置だとか、そういう措置をしながら、市場を健全化させていくというのは非常に重要だと思いますが、新たにこういう新規の人たちが入れないような措置が何かあるのか。その辺の要因分析がされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

あと1点、意見を言わせていただきたいのですが、米の消費拡大のことです。8 ページに、水稻の作付に関する動向というのが書いてあって、そこではコシヒカリのウエート非常に高まっているということが書いてあります。生産者の方は、コシヒカリなので消費者にとって食味のいい米をつくれようという方向、そういうベクトルで生産されているのかなと思いますが、一方で7 ページとか、政府の米の拡大というところから出てきているのは、例えば米粉とか、それからバイオマス利用ということが出てきているわけですね。生産者のベクトルと、政府のやっている米の消費拡大のベクトルが随分違うんじゃないか

なという気がします。

それと、うちにも小学生の子供がいるんですけども、今、米飯給食で給食の食べている中身を見ると、うちは神奈川県ですが、月ですと一番少なくて恐縮ですが、週2回で月8回とすると、8回のうち6回ぐらいが色つきの御飯、要はカレーライスとかピラフですとか五目御飯という御飯なんですね。

だからこの間、学校給食に対する政府の施策は、地産地消はよく言われるんですけども、神奈川で地産地消しろと言うのがちょっと難しいと思うんですが。そういう色つき御飯に適性な御飯というんですかね、ピラフだとかそういうものに適した御飯を、子供たちに本当に提供していつているのかなというところが気になっています。

ぜひ、生産から消費まで、全体的に通すような中身で御飯食の拡大を考えていかないと、生産者の方は別なベクトルを向いて、政府の消費施策はいろんな方向に目を向けていると言えきれいなんですけども、全然違う方向を向いた消費拡大策では余り意味がないのではないかなと思っています。

後段は意見です。以上です。

八木部会長 ただいまの3人の委員の質問に対して、事務局の方からお願いします。

高橋計画課長 まず岩田委員の御指摘で、そのイメージ図ですね。この中で大規模農家といったものは、この36ページのイメージ図で言いますと、生産調整方針作成者という形で、単協とは別に生産調整方針をつくって、みずから生産調整をしているという人は、今で160戸ぐらいいます。

ただそれで、大規模農家の数とかからすれば多い数ではないと思いますので、それはまた地域協議会の中で、今まだ生産調整方針作成をしていないような大規模農家をどれぐらい取り込んでいけるかということは、これからの課題だと思います。

このイメージ図の中では、恐縮ですが、生産調整方針作成者の中に入っています。そういう人は傘下の農家がいるわけでもないのに、自分で情報を受けて、自分の目標数量を決めるという役割を考えています。

それから、地域協議会というのはどういうものをイメージするかということですが、これは現に先ほどの産地づくり対策を推進して、例えば集落の上に市町村があるわけですけども、市町村ですとかJA、あるいはそういう方向としては大規模農家も入って、その間で転作した部分は何をつくるかとか、米はどれぐらいつくって、どうやって売るかというのを協議する場だということです。

なぜそこが大事かという、米をつくる面積をどうするかというのも大事なんですが、要するにそういったことを長い期間安定させていくためには、米以外のものもどうつくるかという、産地としてどういう作付をするか。それを生産者として、担い手としてだれに任せるかということがきちっとしてないと、そういった作付が安定的には続いていきませんので、そういう意味では地域協議会のやっていることというのは、市町村の農政そのものでもあるし、農協の営農指導なり販売戦略そのものでもあると思いますので、そういう人が一堂に会して、その地域の産地としてのあり方をきちっと決めるというものだと思います。

今のマーケットの情報ですけども、これは端的に言えば2つのパターンがあると思います。まず、生産調整方針作成者、農協とか大規模農家は上部団体、県の系統組織とかに出荷するケースもありますが、先ほども言いましたように自分で直売で消費者に直接売ったり、あるいは外食産業に直接売ったりというのも相当ふえています。そういう機会を持っている人は、まさにそこから自分の商品の評価とか、マーケットの情報を得るとというのが1つ。

それから、そういう直売をやっていない人は、基本的には県の上部団体なんかに出荷していますから、それは県本部とかそういうところから、この県の銘柄米の評価はこうだとか、そういうものがJAなり生産者に伝わるようにと。ただ、その情報提供のシステムというのは、まだ課題があるところです。

それから、輸出の価格は51ページを見ていただくと、(ア)の2つ目のパラで、最近の事例ではキロ当たり400~2000円と非常に幅がありますが、大体日本のスーパーで売っているのは、キロ400円ぐらいが一番標準的だと思いますが、そういう意味では日本で売っているのはかなり高い価格での販売をされているということで、もし何か補足があれば、食糧貿易課長、お願いします。

それから藤井委員の御指摘で、16年産は3月、5月になぜ上場が行われなかったかと。これは端的に言えば、上場数量がトータルとして少なかったという中で、売り手の方が年明けはどちらかというと価格は落ちついてくるので、1、2、3、4、5月と5カ月、毎回上場するだけの数量もないので、3月と5月は価格もそんなに振れないだろうから、上場は見合わせたいという申し出がありました。16年産については、これだけ上場しないさというか、そういう自主ルールもありませんでしたから、少ない量だけ無理して上場しても余り意味がないということで、16年産の個別の事情として、そういう売り手の申し出。

買い手もそれでやむを得ないということだったので、それを開設しているセンターとして、そもそも入札上場をやらなかったという事情があります。それが3月、5月の入札が欠けている理由です。

それから、新規のプレイヤーがなぜこんなに取引が少ないのかということについては、まずプレイヤーになるための登録の要件というのは、ほとんどハードルになるようなものは全くありません。お米の扱いをしている人なら、基本的にはセンターで登録ができます。

実際は、そうやって売り手がさらしても、買い手の買いが入らないというのが実情でして、そういう意味ではまだまだセンターという場で相手方を特定しないで、不特定の者から入札で物を買入れるというニーズがまだ乏しい。そこは相対でやれば手に入るの、あえてセンターを使うまでもないという、そこが一番大きな原因だと思います。

最後の点については、御意見として承っておきたいと思います。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

その後、大蔵委員どうぞ。

今井委員 今ほどの御意見とお答えがあったんですけども、30ページの調整システムの課題ということで、45地域で意見交換をしたということで、 、 、 というふうに課題がまだこれだけ残っているということは、本当に現場にいて実感をしております。まだまだこういう状況で意識改革なり、情報提供がなされていないというのが現状です。

それを受けて、36ページのイメージの図を見ていただきたいんですけども、今ほどの回答にもありましたが、地域協議会がこれから本当に大事になってくると思うんですね。自分たちの産地をどういう産地にしていくかということでの交付金の使われ方ですけども、協議会の中に方針作成者、これは必ずしも入っていません。この辺の確認もぜひお願いしたいなと思います。

今までの古い考えの方と言うとあれですけども、高齢の方とか、どっぷり今までのやり方につかっていた人たちが、この協議会のメンバーにほとんど残っています。ですからこのイメージのように、うまく進んでいないのが現状だと思います。

それから、方針作成者の件ですけども、まだ160戸ということで今お話を聞いたんですけども、本当にまだまだ少ないと思いますし、この作成者をどんどんふやすような方向での情報提供がまだなされていないんじゃないかなと思いますので、ぜひその点もしていただきたいと思います。

あと、これから数量配分が行われないわけですけども、国の方では情報提供はやってい

くということですが、どの程度の情報提供か、ちょっと教えていただきたいと思います。

八木部会長 大蔵委員、どうぞ。

大蔵委員 皆さん、36 ページの御意見がたくさん出ていらっしゃるんですけども、私も生産者の立場から、この資料をもう少しわかりやすくお願いしたいなということでございます。

全国段階から都道府県段階へ、そしてまた都道府県段階から地域段階への情報提供だけでは、農家の理解とか納得は得られないと思うんですね。さらに客観的な算定方式とか、あるいは配分ルールの鮮度などを高めていくことが必要ではないかなと思います。もう少しわかりのいい資料をお願いしたいと思います。

以上です。

加倉井委員 関連。

八木部会長 加倉井委員。

加倉井委員 今のお二方のお話に全く賛成な部分があるので、ちょっと御意見を申し上げます。

まず、新たな需給調整システムへの移行は絶対に必要で、それをぜひうまくやらなければならないと思います。例えば 36 ページの話で具体的に言いますと、生産調整の方針作成者 J A と農業者が並んでおります。これが同じことを言えばいいんですが、違うことを言う場合もあるんですね、実際に。全国を歩いていけば、そういうのは山ほどあるわけですから、それはどうやって調整するか。やっぱり今、お二方から出た地域協議会が調整するしかないと思いますよ。

その場合には、具体的には市町村という立場があって、それが地域の協議会を調整するという事だろうと思うんですね。今までも実は生産調整を全国でやっておりまして、ある場所では J A さんが中心になり、ある場所では地方自治体为中心になり、それは国が何とかというんじゃなくて、その地域の力関係といいますか、そういうもので決まってきたわけですね。

それがうまくやってきたから今までやれたんだけども、今度 J A の方、仮にですが、方針作成者ということを決めてしまって、市町村はそこへどういうふうに入るかということになると、やっぱりうまく調整する立場をきちんとやらなければいけないと思うんですね。その市町村をどういうふうに着うまく位置づけるかということ、ちゃんと表現しなきゃいけない。

それからもう1つ言えば、国が情報提供する、そのとおりだと思いますが、もうちょっと立ち入って、その軌道に乗るまでは少なくとも国の、例えば昔の食糧事務所、今の農政事務所の人がそこへ参加して、そこで主役になっては困るんですが、そうじゃなくて、調整の際に御意見を伺い、調整するところへ入っていくということを具体的にやらないと、うまく軌道に乗らないんじゃないか。その辺の努力は、国としてはやる必要があるんじゃないかと思います。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 新たな需給調整のシステムについて議論が集中していますので、その点に関して私も少々御意見を申し上げたいと思っております。

このイメージ図、私は私なりに非常によくできているなと思っているんです。一番重要なところが大きく書いてあって、情報提供者は小さく書いてあるという。こういったイメージにいくんだらうなということで、非常に結構なことだろうと。

生産調整方針作成者（JA等）ではなくて、これにはもう少し農業者とか何かを入れて書いていただければいいなと思います。

このシステム、ただ、生産調整方針を作成する際に、JAやあるいは個別農業経営者との調整を地域協議会ができるのかどうかというふうな、非常に悩ましい問題が多分あるだろうと思うんですね。それは加倉井さん、今井さんおっしゃったとおりだと思うんです。

ただ、これ自体は需給システムを分権化するという話ですよ。それぞれの地域地域で、その売れ筋を見ながら、需給を見ながら、自分のところの生産数量を判断してやっていくという分権化のシステムですよ。この分権化のシステムを、理性や話し合いでもってやるというのは、かなり難しいのかなというのが私の正直な、今まで現場を見てきた感想なんですね。

どのようにすべきなのか。吉水さんがさっきおっしゃったけど、上からのマーケットからの情報を、どのような形で人々に理解していただくか、あるいは認識していただくか、このシステムがうまく機能しているのかどうかということだろうと思うんですよ。

今の市場、あるいは流通システムからすると、生産調整研究会でこのシステムが出たときに、このイメージが出されたときに、加倉井さんがたしか流通の委員長をされていたと思うんですが、流通の方の分権化されたイメージがどうも弱かったんですね。それは今まで来ていて、全農だとか連合会が中心になって、卸さんと協議して相対でどうのという、相変わらず中央集権的なシステムであって、そのことがまた不祥事を起こしているわけで

すよね。

例えば価格形成センターでも、売り手と買い手が幾ら人格が違おうといても、出資関係がある人は同一だとみなすのが普通で、頭のいい方がいっぱいいらっしゃるのに、これを違った組織としてみなすというのは一体どういうことなんだろうとか、今までの流通システムに関する改革しなきゃいけないことっていっぱいあると思うんですよ。

そういった分権的な流通システムができないから、個々の農協が自分自身の農協のマーケティングと、それから販売と、どのくらい売れるのかという数量判断ができなくて、しょうがないから県の人や、あるいは農水省の人に「教えてくれ」と言っているわけですよ。そのシステムって、やっぱりおかしいと思うんですよ。

そのことによって、「いや、ことしのうちの県の米は売れないんだってさ」って、県単位の話になってくるわけですよ。

だからそういったことからすると、早く分権的な流通システム、現実に行われているような農協等々、あるいは個々の経営者等を中心とした販売というものにシフトさせていくような体制をつくっていく必要があるんじゃないかということが、私の意見でございます。

八木部会長 資料の 37 ページをごらんいただきたいと思います。きょうの食糧部会の大きな役割はここに書いてありますように、18 年産米の需要見通し、それから 18 年産米の生産目標数量設定の考え方、検討の方向といたしますが、これについて皆さんから御意見をいただくということでございます。

9 月、それから 11 月に部会を予定しておりますけれども、今いただきました委員の皆様方の御意見をふまえて新たな需給調整システムの具体像の提示というところに、事務局としてもつなげて検討いただければと思います。

まだもう 1 つ議題がございまして、ちょうど今 12 時でございます。特に 55 ページの需要見通し、一応速報値ではございますけれども、7 月に出さなければならない数字でございますが、この数字と、それから 59、60、61 ページに出されております、都道府県別の生産目標数量の設定の考え方の方向性について、特に御異論がないようでありましたら、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきましては、事務局の提案でよろしいというふうにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

それでは食糧部会として、事務局案について了承したいと思います。

お手元に、「お米生まれの腹持ちゼリー」というのが配られていると思います。腹持ちゼリーでございますので、これらを食べながら、次の議題に移りたいと思います。

米の先物取引に関するヒアリング

八木部会長 続きまして、「米の先物取引に関するヒアリング」を行いたいと思います。それでは、東京穀物商品取引所並びに関西商品取引所の理事長にお越しいただきましたので、御紹介申し上げます。

東京穀物商品取引所の森實孝郎理事長です。

関西商品取引所の岩村信理事長です。

両理事長には御多忙のところ御足労いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本日は遅くとも 13 時には部会を終了したいと考えておりますので、まことに恐縮でございますが、御説明につきましてはできるだけ簡潔に、それぞれ 10 分程度でお願いできればと思います。その後、30 分ないし 40 分程度の時間を、各委員と両理事長との質疑等に充てたいと思います。

ではまず、森實理事長の方からよろしく願いいたします。

森實理事長 東穀の理事長の森實でございます。お忙しい先生方に、米の試験上場の問題について話を聞いていただく機会を与えていただいたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

八木部会長 どうぞお座りいただいて。

森實理事長 お手元に私どもの考え方を私なりに整理した資料がありますので、それでちょっと簡単にお話をしていきたいと思います。「東京穀物商品取引所の米の先物取引に対する考え方」という資料でございます。

まず 1 つは、私どもの市場というのは歴史を持っておりまして、明治 15 年に西郷隆盛の屋敷跡に、東京にありました 4 つの先物市場が統合されまして、東京米商会所ができて、明治 26 年に取引所法の制定に伴って、その第 1 号の取引所として指定されて、昭和 14 年まで約 70 年続いたわけでございます。文字どおり、日本で一番大きい取引所だったわけでございます。

これが昭和 14 年に、たしか米穀統制法の第 2 次改正だろうと思いますけど、それによって各段階の価格規制が行われることによって、先物取引が成り立たなくなりまして廃止

いたしました。

昭和 26 年に商品取引所法が制定され、その後 27 年に東京米穀取引所の建物も土地も構成員も、そのまま引き継いだ形で発足したわけでございます。

その意味では、それから 53 年たちましたが、私ども取引所としても取引員としても米の取引をすることは、いわば一種の先祖返りみたいなものでございまして、非常に強い情熱を持っております。

東穀はどのような市場かということを申し上げますと、大体私ども、自分で言うのもおかしいんですが、農産物についてはシカゴの取引所に次ぐ世界第 2 位の地歩を持っていると思っております。上場品目は(2)に書いてあるように、多岐にわたっております。

また、日本の市場では農産物市場、これは資本市場である関係上すべての市場がそうなんです、先物取引でも東京に一極集中になっておりまして、大体 8 割は東京が持っているという形でしょう。

会員の皆さんの御尽力で、大変健全経営を保持しております、無借金経営です。その定率会費という、コストは大体この 1 ~ 2 年、1 枚 50 円でやっております。1 枚 50 円というのは、もとの価格で言うと 150 万ぐらいのものが、証拠金でも 6 万円ぐらいのものに対して、50 円の手数料で取引事務と精算事務を全部やっておりますので、その意味では大体シカゴに匹敵できる、安いコストで皆さんにサービスをしていると思っております。

2 ページをお開き願いたいと思います。こういった歴史的背景のもとで、私どもは去年 4 月から米の流通規制がなくなる、自由化されるといったことを頭に置きまして、2 ~ 3 年前から東大の荏開津先生を座長として……、これは私随分考えたんですが、今までの試験上場の研究会というのは、部分的に当業者や、あるいはマクロ経済学者を集めてやる傾向があるんですが、これではやっぱりなかなか米の専門の方に理解していただきにくいだろうと。むしろ米経済を知っておられる、農業経済を知っている農業経済学者の先生に集まっていたいて議論をする方がよからうということで、この研究会をつくったわけです。

第二の(1)にありますように、昨年 8 月に報告会がまとまりまして、私に答申をいただいたわけでございます。

その前に、実は膨大な現地調査やアンケート調査をやっております。これを受けまして私どもとしては、(2)にありますように、2 回に分けて全国のブロック会議で、PR のための説明会をやってまいりました。

さらにそれを受けまして、去年 12 月から具体的な商品設計について検討会を始めたわ

けでございます。これが6月8日にまとまりまして、私に答申されております。

このメンバーには農家の方も2人入っておられますし、農協関係者と考えられる方が3名参加をしていただいておりますが、現役の方に参加していただけなかったのが、非常に残念だと思っております。

次の3ページにいただきたいんですが、このブロック別説明会を約1カ月の間で全国7カ所でやりまして、非常にお集まり願って成果を挙げております。

私どもとしましては、中旬の理事会、6月30日の総会で、それに必要な定款等の改正の承認を得まして、認可申請を農水大臣に出す段階まで来ておりますが、ここの議論もあるということも伺いましたので、しばらく状況を見たいということで、私がいつまで預かれるかという限度はありますけど、預かっているという形になっております。

私ども東穀としましては(6)にもありますように、東穀の地歩や実績や会員の構成、それから平成16年産米から適用された改正食糧法のもとでは、米の流通は完全に自由化されていること。

さらに書いてございますように、平成15年産米で、出来秋には凶作ぎみで暴騰し、その後、年をかけて暴落した。そのために、私どものメンバーである米の卸なんかは、全国ベースで言うと、約400~450億の売却損と評価損を出したという実態がある。ヘッジする場所がないために損を出した。そういう意味では、もう時期が来ているのではないかとということでございます。

参考までに、商取法上の試験上場の扱いについて書いてあります。要するに、商取法では当該商品、つまり米の生産流通に著しい支障を及ぼす、または及ぼすおそれがあるかどうかということが判断事項だろうと理解しております。

これにつきましては、ちょっとここには書いていないんですが、これは平成2年の改正で入った条文でございます。この条文では、農水省及び経済産業省両省の公式見解としまして、業界全体のコンセンサスの形成というのはなかなか難しい、反対の人もいると。しかし、具体的には当事者でリスクヘッジの需要はある。こういうリスクヘッジの需要がある場合においては、試験上場という方法を使って取引ができるようにしたいということで、改正が行われた経過があります。

これを受けまして、平成8年の橋本内閣のときでございますが閣議決定がございまして、要するに商品先物市場は公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場を提供することを通じて、商品の流通における市場メカニズムを貫徹させるための重要な産業基盤であると

いう産業基盤として、インフラとしての位置づけということを指定しておられます。

そこで4ページにいきまして、簡単に市場の性格を申します。ここにございますように、これはあくまでも現物流通の市場ではございません。いわゆるリスクヘッジを行うための市場でございます。結果として、実物の受け渡しが行われる場合も1%以下ぐらいはあるというだけでございます。

これをちょっと抽象論だとわかりにくいので、具体論でお話しいたします。4ページの括弧書きの中に入れてありますけれども、例えば農家の例で言いますと、売りヘッジの事例でございますが、200俵つくっている農家がおられる。2町5反ぐらいの農家ならそれになるでしょう。100俵は出来秋に売ったと。残った100俵は翌年春に売りたいと。しかしその場合、値下がりしたらどうなるだろうかという懸念が絶えずあるわけでございます。

そういう場合は、4月限なら4月限を1枚、つまり100俵を売りヘッジすることができます。売りヘッジしますと、仮に1割、例えば1俵について1500円の値下がりをした場合でも、現物市場では確かに1500円×100俵ですから、売り控えたために15万円の売却損になりますけれども、しかし、先物市場で15万円の補てんがあるわけでございますので、プラスマイナスゼロになるわけでございます。

例えば今度は逆に、大口のユーザーの皆さんは買ヘッジという問題があるわけで、今のような例で言うと、とりあえず100俵を買っておいて、あと100俵は値上がりするかどうかわからんけど、買わなかったという場合ですね。買いヘッジさえしておかれれば、値上がりしたために、現物では1割の損になるけれども、秋に買ヘッジをしているので4月になると買いヘッジの利益が出て、プラスマイナスゼロになる。

こういうふうに、ヘッジによる当業者の利用ということはプラスマイナスゼロであって、いわば保険機能でございます。このほかにオプションという部分保険のような制度も、現在は準備されております。

したがって、実はヘッジされる売り手、買い手は現物と先物とを通じて見ればプラスマイナスゼロなんです、それじゃどうしてこの市場が成り立つかという、要するにここに参集する一般投機資金というのはゼロサムゲームの世界でございます。膨大な情報を持ち、値ごろ感を持って売ったり買ったりされるわけで、いわば当業者の売りヘッジなり買いヘッジというものを、そういった投機資金が対当していくことによって、市場が成り立っているという形だろうと思います。これは純粋にゼロサムゲームの世界ということになるわけです。

次に5ページでございますが、私どもとしましては、今まで理解を深めるために何をしたかということですが、まず にありますように、14年秋に基本研究を行うために立ち上げさせましたが、その後膨大な現地調査やアンケート調査を行っております。ロッカー1杯分ぐらいのものをやっております。

それから2番目に、去年の夏に発表してからは、ブロック別の説明会を2回やりました。

さらに、具体的な商品設計については、去年12月から9回やったわけでございます。

この際、別にワーキンググループをつくりまして、専門家と非常に大きな密度の高いコミュニケーションをやってきたつもりでございます。

その他、 にありますようにPRもやってまいりました。

そこで最後に6ページにいきまして、先物市場と現物市場の関係、その他について簡単に御説明したいと思います。

先物市場というのは、あくまでもリスクヘッジの場所でございます。現物の取引の場所ではございません。

しかし実際は、現物市場の運営自体がガラス張りであれば、先物市場で形成される価格というのは、一切の需給変動要因を織り込んでおります。その意味では、おおむね完全にイコールになるわけはありませんけれども、ぼつぼつイコールということで、大体水準的にも収れんする本質を持っております。

そこで、需給関係が刻々変動する中で、現実を無視して建て値の取引をすることができるんだろうかという問題が一つあるわけでございますが、私はこれはなかなか一般的には難しいんじゃないだろうかと。

もしこれを中長期にわたって固定しようとするれば、独禁法上の問題、特に公正取引の問題を生ずる懸念が一般的にある。

しかし、逆に建て値取引にこだわる場合でも、建て値取引の建て値を先物市場の水準で補正していくならそれは非常に有効であり、そういう例はほかにもたくさんございます。

下の参考に書いておりますのは、有名なサミュエルソンの議論から説明したものでございまして、現物市場と先物市場との関係、これは理屈っぽい話なので省略させていただきます。

次に7ページにいきまして、先物市場と投機資金の関係でございます。投機資金ということ、どうも明治時代の末から大正時代の初めに、ホットマネーを投機資金と訳した経済学者の皆さんに、僕は責任があるんじゃないかと時々思うんです。これは要するに、流動性

の高い短期資金のことでございまして、特別な意図を持った行いではありません。

日本のように膨大な貯蓄がございまして、この貯蓄の一部が銀行、保険、証券等を通じてホットマネーとして、短期資金として運用される。その運用の一つの姿であるにすぎません。

この投機資金というのは当然のことながら、高い利回りと運用のバランスの上で考えなきゃなりません。したがって膨大な需給情報を自分で集めて、それを参考にして商品市場で売買をするわけでございます。

したがって投機資金というのは、売り手、買い手、当業者というのはどうしても、例えば出来秋は生産者は売り一本になる。荷物が凶作気配が出てくると、買い手、実需者は買い一本になるという傾向がありますが、投機資金は手元の需給情報をもとにしまして独特の値ごろ感を持って、むしろ当業者の売りに対して買い支えていく。逆に、あるいは当業者の買いに対して売り浴びせていくという形で、値段の調整なりバランスを図る機能を持っていることは事実です。

つまり、(1)の最後のところに書いてありますように、値ごろ感があって買い一色、売り一色になることはありません。

それからもう1つは、復元力を当然持っております。さらに、現物市場に対して当然のことながら、現実的にも理論的にも変動幅が少ないという点がございまして。

なお、先物市場における取引については、何百年という長い歴史的経験がございまして。そういう点から法制上、商品ごと、限月ごとに(2)にありますように、証拠金、建て玉制限、大口委託者の報告等がありますし、また厳重な値幅制限もあります。これらのことは実は、農産物はかなりのほかの商品より厳格でございまして。

また、風説の流布はもちろんのこと、仮装取引やなれ合い取引等は厳重に禁止されております。

こういった問題は、往々にして参考に書いてありましたけども、取引員の営業姿勢の問題と市場の管理の問題は別問題でございまして、営業姿勢がよくないということは市場の信用を落とします。

そういう意味で今回の法律改正でも、勧誘ルールは非常に厳格されまして、役所と日商協の監督のもとで監視される。自分の勧誘ルールを自分で自主管理するという道も開かれております。

それからまた、預かっている財産は全額保全されるということを前提に、この5月に発

足しました清算機構に全部売買委託されます。

それ以外に、日本商品委託者保護基金というのがありまして、これはちょうど銀行のペイオフと同じでございまして、委託者1人当たり1000万を限度として、委託者債権は保全されてございます。

最後に8ページに、米の先物市場、その他農政上のプロセスとの関係でございまして。米の先物市場というものは、実はそれ自体が独自の政策的役割を果たすものではなくて、生産調整とか国境措置とか、あるいはその他の農政上の諸措置が、需給を決める要因の一つとして織り込まれて、その需給情報を織り込んだ上で取引をするという形になるわけでございます。

したがって、1931年以降のアメリカの例はもちろんのこと、戦前の日本の米が間接統制を行われた時代においても、先物取引は実際に動いていたということがございます。

構造政策の議論等についても同じことだと私は思います。値段の取り方をどうするか、当然取引は自由でございまして、現物市場も場合によっちゃ、私は先物市場も複数あって競争的でいいと思うんです。そのどれが信用ができるかどうかを関係者の皆さんが十分見て、その中でどういう取り方をするかという問題で、一つの信頼できる情報の提供というふうを考えていいと思っております。

なお参考までに、今回の商品設計では、私どもはザラバ取引を行うことにしております。板寄せ取引が従来の農産物の日本での手法でございましたが、実は戦前の米の取引ではザラバ取引から発足した経過がございます。

今は完全なシステム取引で行っておりまして、実は私どももシステムの経費の方が人件費より多いぐらいの金を使っております。板寄せとザラバの違いは、それほど昔のように出てこないんです。しかし、どっちかというとならばの方が、生産者の皆さんなり、買い手の皆さんが指し値ができるということと、それからISVと言っておりますけれども、電子取引をする場合は取引企業を経由しますが、自分で売買に介入できる、それが目に見えるという形ではグローバルスタンダードにもなっておりますので、この際は板寄せではなくてザラバをとろうということにしております。

また商品群としては、大体上米として「コシヒカリ」、並米としては「きらら397」の2つがそれぞれ別のグループとして入っております。これを標準品として、受渡供用品はかなり広いんです。「コシヒカリ」の方は北関東の「コシヒカリ」を標準米にしまして、東北や北陸農家に「コシヒカリ」とか、あるいは「あきたこまち」とか、それから「ひとめぼ

れ」等を受渡供用品として、プラスマイナスの格差でそれぞれ設けてあります。

それから「きらら 397」についても、北海道、青森あるいは北関東の一部のほかの米も、格差を設けて受渡供用品にしておりますので、大体7割ぐらいカバーできるかなと思ってあります。

以上でございます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

続きまして岩村理事長、よろしく願いいたします。

岩村理事長 時間も限られていますので、簡単に御説明をいたしたいと思えます。簡単なペーパーを袋の中に入れておいたと思えますけれども。

上場に関する経緯等については、御案内かもしれませんが、先物は大阪からということで、まだ食糧庁があった時代に少し研究したらどうかという話がありまして、それ以来最近まで、私は関西の取引所に行って5年目ですが、その前にもいろんな歴史的な考察等いろいろやっていたみたいですが、本格的には私の行く前の年からやっております、スペック等具体的なものについては昨年春に公表したところでございます。

先物に対する思いは、今の森實理事長からお話があったと同様に、我々も関西で頑張っているわけでございます。

いろいろ今、個別具体的な御説明がありましたけれども、先物に対する考え方等については、取引所によってそんなに違うわけがないので、基本的には全く同じだと考えていただければいいと思えます。

ただ、関西の場合は当業者といいますか、実際の流通関係の人とか、米をお持ちの方等々含めまして、そういうものについては少し関西の独自性ということで考えております。

一般の投機家は全国一律でございますから、これについて差をつけるわけにはいかないので、当業者関係で多少関西風といいますか、そういう色づけをしております。これが1ページに書いてあることでございます。

2ページ以下は、今、東穀の理事長から御説明があったようなことがいろいろ書いてございます。先物という市場、これは教科書的な話ですけれども、物のヘッジと価格形成を公的な取引所でやっていくということでございます。これは言わずもがなの、そういう前提で。

先ほど御説明ありましたように、政策と先物の関係、これもいろいろ御議論あると思えますけれども、取引所の立場、理屈を言えば切りがない話ですが、ここにちょっと線を引

いておきましたが、先物市場というのは、そういう現物の政策等に対して非常にニュートラルであり、情報提供の場であって、それを政策で反映するということがあっても、先物市場が需給をコントロールしたり、そういうことはそもそもあり得ない世界なので、中立的というふうに考えていただいたら良いのではないかと思います。

それから、よく先物市場があると、現物の価格が乱高下するような御議論もあるかと思えますけれども、これもいろいろ議論はありますが、先物があるから現物の価格が、さっきの建て値の説明もございましたが、そういうものが必要以上に乱高下することもないというふうに考えております。これが2ページに書いてあることでございます。

最後になりましたが、先ほど森實理事長からも御説明がありましたけれども、ここに書いてございます6番目です。商取法上、試験上場制度というものが導入されておりまして、いろいろ御懸念の話もそこで解決したらいいのではないかと。机上の空論といいますが、抽象論をしていても始まらないので、実際やってみて、現にこれは制度ができてまだそう時間がたっていないわけで、その後新しい商品として直接上場したのもございますけれども、試験上場制度を使って、3年なり5年の期間でそれがうまくいくかどうかを見極めたらどうかと思えます。

先ほど言ったように一般の流通等に対して著しい支障があるということについてもそこで検証をして、本当に支障があるのであれば本上場はしないでやめてしまうという制度もあるので、今回も米については試験上場制度を活用したいと思っております。

その後にスペック等ついておりますけれども、だれが考えても似たような話で、どちらかという標準品は関西を中心にしたものが書かれております。受渡供用品については値段の差をつけながら、全国的な展開になっております。

先ほど最後に東穀の理事長が、ザラバ方式をとると言われていましたが、関西の場合はいろいろな理由がございますけれども、従来の伝統的な板寄せ方式をとることにしております。方式については一長一短あるやに聞いておりますし、世界の風潮としてはザラバということもありますけれども、関西は従来型の板寄せ方式を踏襲しているということでございます。

その後に、色刷りのいろんな絵がかいてございますけれども、一つは政策に対して先物市場は直接影響を与えることはなく、仮にあるとすれば、先物のそういう価格指標が政策に反映されていくということで、先ほど東穀の理事長から御説明があったように、そういうものを参考に建て値をつくっていくという関係はありますけど、逆はあんまり成立しな

いということがこの絵でございます。

あとは先物を議論する場合には、先物市場と現物市場、それからプレイヤーとしての当業者と、ここに書いてあるスペキュレーター、いわゆる一般の投資家という、この辺が先物に対するいろいろな今まで問題が起きたりなんかするときに、よく引き合いに出される。

はっきり言って一般の投機家は、これはヘッジのあれではなくて金もうけといいますが、資産形成みたいな話ですし、当業者はそういう面もありますけれども、基本的には物の価格が将来高くなったり安くなったりするときに、現在の価格でその見通しが立つという関係を、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、わかりやすいようにするつもりでかいたのがこの絵でございます。

簡単に言えば以上でございます。よろしく願いをしたいと思います。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの両理事長からのお話に関しまして、どなたからでも結構ですので、質問等がございましたらお願いします。

山田委員、どうぞ。その後、横川委員。

山田委員 私の方から3点にわたりまして、若干意見を申し上げたいと思います。

8ページ、第1点として申し上げますのは基本的な意見でありまして、御意見があればまたお聞きしたいと思います。

八木部会長 東穀の方の資料ですか。

山田委員 そうですね、東穀の8ページです。生産調整や国境措置等農政上の措置を与件として受けとめて対応できるとおっしゃって、矛盾していないと。その上で、アメリカにおけるこれこれの役割についても、ちゃんとアメリカは実施しているじゃないかとおっしゃっているわけでありますが、アメリカの場合は生産調整は自由で、今はもうやっています。かつての生産調整と交付金の仕組みを連動させた場合も、あくまで選択でありまして自由であります。政府買い入れはありません。価格形成は自由です。

その上で、所得補償や価格変動を補てんする取り組みをやっているわけで、アメリカの政策は、直接需給に影響を与える政策ではないわけでありまして。

一方、我が国の諸施策については、先ほど前段で森實理事長は、米の生産流通が基本的に自由になったと。それを前提にして検討を始めたんだというふうにおっしゃっているわけでありましてけれど、我が国におきましては、決して自由になっているわけではありまして、計画生産を国の目標として実施しています。それから、政府買い入れ、売り渡

しを実施しております。米の輸入を我が国は管理しております。

きちっと法律に基づいてそういう措置をとっているわけでありまして、まず検討の前提になされた生産、流通が自由になったということではないわけでありまして、大体、そういう認識でこの検討をおやりになったことが、そもそも事態の認識を間違っているんじゃないかと思っております。

生産調整の研究会におきまして大分議論した上で、現に計画生産や国境措置を行っている現状では導入すべきでない。もちろん、将来の検討ということまで拒否するわけじゃないということをおっしゃるわけでありまして、要は現状の政策展開の実情をよくよく踏まえられて、検討なり実施につきまして御議論されるべきだと思っております。これが第1点であります。

第2点と第3点は大した話じゃなくて、つまらん話をします。5ページの(2)の括弧書きで、(なお、JAグループにも報告書を届けたが、これに対する意見及び勉強会に対する依頼等は一切寄せられなかった)と書いてある。

これは、わざわざこういうふうに書いていただくのも、登場しますから悪くはないんですが、余りにも不見識ではないかと思えます。我々は率直に、東穀の報告書は勉強させてもらいましたし、それから我々として先物取引に関する見解をまとめさせてもらっているわけでありまして、この点は全く感情的な言いぶりではないかと思っております。

それから(2)に、これもきょう見てびっくりしているんですが、関係の検討に「全農関係者(2名)」、それからさらにその下に「意見集約が終わった最終回直前に、全農関係者2名の辞任があったものの云々云々」と書いてあるわけですね。

ここまでお書きになるんだったら全農の関係者として、一たん全農としてはお断り申し上げるといった上で、それじゃ、あくまで個人の立場でお出になっていただきたいということがあったやに、私十分承知しています。

としますと、どうしてそういうことで御依頼されて、どんな形で御依頼されたのか、その経緯もこの際明らかにしていただきたいと思えます。それでないと、こういう形での触れ方は、この関係者に対して極めて迷惑をかけることになっていると思っております。

3点目も、つまらん話をあえて言います。森實さんも岩村さんも両理事長、それぞれ農水省のOBであります。私はそう思っているもあんまりそんなことを言わないんですけども、組織のほかのメンバーがみんな言うんです。それぞれ農水省の御出身でありながら、今は関係ないんだというふうに言っておれないんじゃないのか。現役なり後輩が今、我々、

それから関係者も含めまして、米の安定流通に向けて大変な努力をそれぞれしているわけでありまして。そこへこういう先物という形での混乱を持ち込むことにならないのかということについて心配しているわけでありまして。

もっとも、岩村理事長の関西取引所の言いぶりはかなり慎重なんですが、東穀の整理につきまして、大体国民の合意は必要ないんだというふうに言いながら、全農関係者が加わっていましたがみたいな言いぶりでの整理は、納得いかないと思っております。こういう意見がちょっと出ているわけです。それで申し上げたわけでありまして。

一方、農水省のOBなんだから、どうも農水省もちゃんと一緒になってこの方向へ向けて対応していくということを、ねらいにしているんじゃないかというふうにわざわざ言う人もいまして、この点は村上局長の名誉にかかわる話ですから、御意見を聞いておきたいと思えます。

最後の2つはつまらんことを申し上げました。

八木部会長 横川委員が発言されてから、その後理事長にお願いします。

横川委員 お答えが先でなくていいですか。

私からは質問と意見ですが、この会でこの議論をするのが本当にいいのでしょうか。私は非常に疑問に思えます。

どうやって米をつくり、どう改善するかという話をするこの場でやるのではなく、別のところで議論をして方向を打ち出していく方がいいと思うのです。今日はこの場に話が出てきたのでここで議論しないといけません、ちょっと場が違うかなと思えます。

私の意見としては、時代はどんどん変わっているので、対応して早く導入すべきだと思います。そして、商売をやるときには必ずヘッジが必要だということです。例えば、今買っている米が1万5000円で、将来いくらで商売をやっていこうかというときに、先物という指標があることによって、契約をし、買いつけをすることができるんですね。

それがないと、どうしてもこれまでの価格で議論をして、収穫時に細かい数字や言葉でもめることになるんです。実務面では、早くこの制度を入れるのがいいと思えます。

また、私は今の入札制度をあまり信頼していませんでしたので、農水省には、再三、システム変更の依頼をしてきましたが、今後は変わると明記してありますし、実態には大分近くなると新聞にも書かれています。

出荷調整があるといううわさも幾つも流れています。市場とは全く関係のないところで先物相場がきちっと出ていれば、現物価格のギャップがもしあったとしても、どちらかで

明らかになるはずですので、チェック体制の一つとしてもこの制度はある方がいいのではないかと思います。

先物の取引は為替も金も小豆も、昔、いろいろな問題があってイメージが悪いと思いますが、これからの米の取引では新しい機能として非常に重要だと思います。

新聞では会議の前になると「米の上場申請先送り」って書いてありますよね。どうして新聞が決まったような書き方をするのでしょう。どこかで情報を流しているのか、皆さんが思っていることが流れているのか、新聞の勘がいいのかよくわかりませんが、それなら何でここで会議をするのかと考えてしまいます。情報管理も含めて、きちんとしていただきたいと思います。

八木部会長 森實理事長、お願いします。

森實理事長 なかなかおもしろい御質問が山田さんからあったので、しかし御質問があった以上は端的にお答えしたいと思います。

アメリカの場合も、私が知る限りにおいては生産調整の目標というものは、コンサーベーションアクト以来あったことは事実だと思います。ただ、日本のように強制してなかった。その実績が動くので、その実績において市場で価格形成が行われたということで、私は今後の問題として生産調整が強制であれ、自主的なものであれ行われた場合は、その計画が幾らであり、結果がどうなるかということが、結果として市場に織り込まれるということで、同じだろうとっております。

アメリカの場合は、いわゆるCCCの下支え価格、キャンティローンの話にしても、あるいはアイシヨナルペーメントの話についても、これはやはり政策目標があって、その達成率に応じて農家の対応が変わってくるわけですから、それは個々農家の対応の問題として織り込んでいたというのは事実だろうと思います。

それから2番目は、米の流通が完全に自由でないというお話なんですけど、これは見解の問題だと思いますが、流通の各段階に応じて、顕著明白なリスクが発生していることは事実でございます、このリスクヘッジをどうするかということが、私どもが先物取引を提案させていただいている理由でございます。その点は、誤解ないように願いたい。政策に關与するつもりなどはありません。

3番目は大変おもしろい、人の話なんですけど、私は山田さんとも何回もお会いしていることがあるから申し上げますけれども、私は実は各論の研究会には参加していただきかけたけど参加していただけなかった。しかしそこで、何か全農で米のことを扱って知って

いる方だけでもと思って、ある人を通じてそのOBの方に参加していただいて、非常に専門的ないい意見を聞かせていただいたというふうに、私は感謝しております。なぜかそれが最後に御辞退があったので、これはしょうがない、事実として受けとめております。それだけのことでございます。

それから最後に私の一身上の問題ですが、皆さん、商品取引所とか商品取引所の理事長というものを誤解されているんじゃないか。せっきくの機会なので申し上げます。

商品取引所というのは完全な民間組織でございます。したがって現在では、会員組織でもいいし、株式会社でもいいわけでございます。私どもは毎年相当膨大な税金を払っております。私ども、ことしの例で言うなら6億の利益を計上して、2億5000万円税金を払っている。完全な民間の経済組織でございます。

取引所の理事長は、総会で個人を選出することになっております。確かに私の前任者である方が亡くなったとき、私に役所からも非公式に話があったのは事実ですが、私には取り合わなかったんです。その後、取引の代表の皆さんが私のところへ来て、「なってくれ」というお話があって、それも私は1カ月考えた上でお引き受けしたという経過がございます。私は農水省のOBが特殊法人のポストに行くような性格ではないと思っております。

いずれにせよ私は、米の問題については個人的見解を聞かれれば、実はある場所で私、しゃべったんですが、いろんなやり方があると思います。しかし、今のやり方も一つのやり方であることは事実だと思いますが、そのやり方だからといって、先物取引が矛盾するということにはならないと思っているわけでございます。

以上でございます。

それからもう一つ、横川さんからの御質問でございますけれども、要するに私どもとしてははっきり申し上げますと、当業者の方に今まで売りの議論ばかりだったけど、買う立場の当業者の方の議論は非常に大事だと思っております。これからも十分参考にさせていただきたいと思っております。特に米の場合は、今4割が営業用需要でございますから、それは重視しなければならないと思っております。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 私は、投機の間としての先物市場をこの食糧部会で議論するというのは、多分全く意味がないんじゃないかと思ひまして、農業に関する部分だけで我々は議論すべきだと思っているんです。

その意味で伺いますが、実はアメリカへ研修に行った派米研修生という方がいらっしゃって、日本の農業を支えている非常に強い担い手にもなっている方。その方々がよく言うんですが、「アメリカの農家はいつも先物ばかり気にしている。先物相場、先物相場と言って気にしている」ということを言うんですね。そういう人は、「何かわからないけど、先物って大事なものなんだ」という認識を持って帰られているようなんです。

端的に、極めてわかりやすい質問をします。先物市場ができた場合に、日本の農家は損をするのかどうか。それをお二人の理事長に伺いたいんですが。

森實理事長 お答え申し上げます。私は要するに、現物を持っておられて、その販売を安定させるために、その範囲でお使いになればそれは損得なしと、完全な保険であろうと思います。その保険料が高過ぎるということであれば、別にまたオプションの制度を利用して、部分保険という方法もあると思います。

私は先ほど申し上げたように、当業者はプラスマイナスゼロなんです、その限りでは。ただし、言っておきますけど、当業者の方でも相当スペキュレーションをやる方はほかの商品でもあるわけでございまして、その部分は一般の投資家と同じだと思います。

岩村理事長 大体同じようなことで、当業者の方は損得ないということになるかと思えます。

八木部会長 加倉井委員。

加倉井委員 つまり、投機筋が損をしようと得をしようと、それは勝手なことで、全体としてはその人たちはプラスマイナスゼロなんだろうと思いますが、問題は、農家がこれに参加した場合に損をすることがあるのかどうかですね。これ、タッチしなければそれでいいんですけども。それだけが非常に心配だろうと思うんですね。

これがそうじゃなくて、むしろプラスだということになれば、それはやった方がいいと。時期の問題があるにしても、やった方がいいということになるんだろうと思います。

将来は私はこれは、日本で経済のファンダメンタルとして絶対になるだろうと思っておりますが、問題はその時期の話だけ。それから、日本がやらなければ中国がやったり、もう上海でやるそうですが、穀物市場が大連にも今度できたという話もありますが、よその国がやるだろうと思いますね。

八木部会長 総合食料局長、どうぞ。

村上総合食料局長 先ほど山田委員から、役所の陰謀ではないかという話がありました。僕がどうこうとか、僕の名前が出るというのも何となく不思議だなと思うんですけども、

我々役所として一体的に対応しているわけございまして、誰がどうとかいうことではないというのが、まず第1点でございます。

それから、この先物についての考え方、生産調整研究会で一定の整理をされておるわけでございますが、その後米政策改革が導入され、そして新しい主役システムに移行していく。それから22年度以降、米づくりのあるべき姿へという方向で改革を進めている中で、その後の経緯、それから先物についての取引所の動きなどを踏まえて、どういうふうな政策との関係を考えるのか。生産や流通に対する影響等についてどう考えるのかということ、物が物でございますので、食料の政策に大きい影響を与えるということで、食糧部会でよく御議論いただくのがいいのではないかと考えております。

この前、この議論を始める前の回に、生源寺部会長代理から問題提起があった際に、我々としてはそういうふうをお願いをしたいというふうに申し上げたところでございまして、それが我々の基本的な考え方でございます。

全農の不祥事とかなんとかいう問題で、いろんな雑誌で農林水産省がそのカンフル剤として何かやろうとしているんじゃないとか、いろいろ憶測が出たりしています。しかし、憶測とか中傷とか、そういうレベルで議論をすべきではないというのが基本だと思います。やはり公式な場できちっと問題を整理して、その上で考えていくということではないかと。まずそれが、我々の基本的な立場でございます。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 教えていただきたいことなんですが、勉強会をなさってその報告書をお出しになったということですが、きょうの御報告でもたしか現物市場との関係で、現物市場と先物市場の価格というのは、限りなく等しくなっていくんだというお話がありました。

それで多分、米の価格を議論する場合に、今の現物の価格に対する不信感が業界には随分蔓延していて、あるいはそれを是とするという考え方もこれありで、その現物との価格が乖離したらどうなるかという報告書が、例えば全中なんかから出ているわけですね。

現在の現物価格に関して、実際に試験上場をやってくると、価格が乖離する可能性もあるんじゃないかというふうに、懸念なのか、あるいは予測なのか、ちょっと私自身も整理はつきませんが、その辺のことは今の現物価格に関する考え方というのは、どのように整理なさったのかということをお教えいただければと思います。

八木部会長 森實理事長。

森實理事長 ここにも書いておりますように、現物市場が完全に自由であれば、売り手、

買い手が自由に参入して、常時取引をしているようなものであれば、先物市場と限りなく一致するだろうということだと思えます。

ただ、自分から言うのもおかしいんですが、先物市場にも多少問題点もありまして、当限になりますと受け渡しを盾にした仕手戦が行われることがありまして、市場の管理者である取引所の理事長としては最大の関心事でございまして、これはかなり厳しいことをやっております。そうして収れんをさせることをやっております。

例えば1つの例を挙げますと、小豆なんかちょっとそういう例が2～3年前にありましたので、そのときは証拠金を100%取りました。つまり、丸代金と同じ証拠金を取りまして、過大な仕手関係を2日間で解消させたような経過がありました。

取引所というのは、市場管理については、特に当限の市場関係は生命線でございまして、理事会と理事長に膨大な権限が付与されておりまして、常時ウォッチしておりますと、その点は取引所を信用していただく以外ないと思っております。

ここで議論した現物市場というのは、あくまでもオープンな現物市場という意味で、観念としての現物市場を前提にしております。

八木部会長 予定の時間もまいっておりますので、あとお一人ということで。

立花委員、どうぞ。

立花委員 どうもありがとうございます。

前回は申し上げた点でありますけども、今、加倉井さんからも御発言がありましたが、普通のユーザーから見ると、米経済は単に米をつくる農家だけで成り立っているわけではなくて、この米を加工したり流通させたり販売したり、あるいはそれを加工して外食として供したり、いろんな方々がおられるわけです。

したがって、そういった関係の方々からリスクをヘッジする手段がないんだと。非常に商売としてやりにくいんだということであれば、こういった米経済全体を生産から流通、消費まできちっと円滑に流れていくためには、やっぱり何らかの商売をやっている方々がリスクする手段がないんだと。何とか考えてもらいたいということは、これは当然の話だろうと思うんです。

ただ問題は、山田さんが言っておられたように、それがどう農家経済に影響するのか、しないのかという点がわからないわけです。

ただ、いずれにせよ、先物市場ができて別これは強制じゃなくて、利用したければ利用すればいいし、利用したくなければ利用しなくていいわけです。ただ、利用しない人

が、この先物市場からどういう影響が来るのか、来ないのか、その辺がちょっとわからないので、恐らく皆さん、それは大体共通の話だと思うので、その辺の見きわめをどう考えるかという点が、一つのポイントではないかなという感じがいたします。

八木部会長 最後に両理事長、一言ずつ何かございましたらお願いします。

森實理事長 今の立花さんの御意見でございますが、利用する人、利用しない人もありますし、それから利用する人でも非常に利用率が違います。はっきり言うと、価格が乱高下する可能性がある。つまり需給関係が逼迫したり、あるいは需給関係が極端にタイトになった場合は利用度が上がるんです。

そこで大変因果な商売でございます、私どもの取引所は、多い年は3000万枚を超える取引があります、値段が上がったようなときは、逆に値段が低迷して、逆に言えば価格が安定しているときは、私が理事長を引き受けて8年になりますけど、1500万枚しかできないこともありました。それはだから取引を見ればわかるので、利用度というのはやはり実需があって利用度が上がる、下がるというふうに理解していただきたい。

その意味では、当業者の方もそのことは十分知っておられると私は思っている。その点は、特別に懸念する必要はないと思っております。

八木部会長 岩村理事長。

岩村理事長 では、簡単に申し上げますけれども、政策に対して先ほど中立と申しました。これはるる説明すればいろいろありますけれども、当業者とそういう投機家を分けて考えて、今、当業者の話になっているわけですが、森實理事長から説明があったように、利用とかいろいろな話から悪影響がないという前提で、これは説明しようと思えば、時間があれば幾らでもしますが、そういうふうに考えております。

八木部会長 それでは予定の時間がまいりましたので、本日のヒアリングにつきましてはこのあたりで終了したいと思います。

森實理事長、岩村理事長、どうもありがとうございました。

森實理事長 機会を与您いただきまして、どうもありがとうございました。

八木部会長 どうぞ御退席ください。

岩村理事長 雑駁な話は小冊子に入れておりますので、それをよく読んでください。最後の5～6ページに書いてございますので。

八木部会長 委員の皆様はまだ、しばらくお待ちください。

米の先物取引に関するヒアリングにつきましては、次回は生産者団体、その後に卸売、

小売業者、外食事業者等から話を伺いたいと思っております。事務局においては、この点についての準備をお願いいたします。

それではここで前回の部会におきまして、藤尾委員から御質問のありました件につきまして、参考資料について事務局から配付をお願いいたします。

田辺商品取引監理官 お手元に追加資料1ということで、「シカゴ商品取引所における建て玉制限について」ということで、先日の部会で御指摘をいただきました件について、私どもの方で調査をした結果についてお配りをさせていただいております。

これは商品取引所法に基づくルールでございますけれども、特定の取引参加者によります不公正な取引が行われないように、取引参加者ごとの取引高の制限が設けられている。ただし、その制限の内容につきましては、当業者と投機家とで異なったルールが適用されているわけではないということでございます。

ただし、取引参加者が当業者であります場合におきましては、ヘッジの目的で行われる。こういう場合、建て玉制限を例外的に超えて、取引を行うことができるということでございます。

ちなみに東京穀物商品取引所におきましても、同様の仕組みが採用されております。

以上でございます。

八木部会長 ただいまお配りした資料につきましては、本日時間がございませんので、特段の御質問等がございましたら、事務局までお願いをいたします。

最後になりましたが、本日の議事につきましては議事録として整理し、公開することとなります。その整理につきましては私に御一任願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

次回の食糧部会につきましては、9月の開催を予定しております。具体的な日程につきましては皆様の御都合をお伺いした上で、追って御連絡申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会